

それでは、理事に寺田典城君を指名いたします。

○委員長(山本博司君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣人事局内閣審議官堀江宏之君外十五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本博司君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君外二名を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本博司君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山本博司君) 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○島田三郎君 おはようございます。自由民主党の島田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、四月から新体制となりました、また、ゆうちょ銀行、かんぽ生命の限度額が引き上げられた郵政事業に関することを主に質問をいたします。昨年十一月に、日本郵政、ゆうちょ銀行、かん

ぽ生命保険の三社の株式が上場されました。これは郵政民営化を着実に進めるため大きな一歩であるという評価をいたしております。日本郵政グループの皆さんには、新しい経営陣の下、この歴史ある郵政事業をしっかりと運営していただきたいと思っております。

また、四月の一日から、ゆうちょ銀行とかんぽ生命の限度額が引き上げられました。ゆうちょ銀行の限度額は、一千万円だったものが一千三百万円。また、かんぽ生命の限度額については、加入してから四年たった方の限度額が千三百万円から二千万円ということになりました。

我々自民党は前回の衆議院選挙において、国民がより便利に利用できるよう、ゆうちょ銀行並びにかんぽ生命保険の限度額の見直しについて公約をいたしておりました。この公約に従って今回引上げが実現をしたわけでありました。

そこで、まず松下総務副大臣にお伺いいたします。この限度額の引上げに至るまでのこれまでの検討経過、過程について御説明をお願い申し上げます。

○副大臣(松下新平君) おはようございます。お答えいたします。

島田理事からのこれまでの経緯についての御質問でありました。

私も昨年は自民党の総務部会長として携わってまいりましたけれども、このゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の限度額の引上げにつきましては、自民党内で昨年二月に郵政事業に関する特命委員会が設置されて、それからかんぽかんがくぐくぐの議論をされています。島田理事も毎回出席の下で、この提言を取りまとめたいただいたのが六月でありますけれども、その後、高市総務大臣に申入れをいただきました。

総務省といたしましては、金融庁とともに、日本郵政グループの株式上場により郵政民営化が新たな局面を迎えますことから、郵政民営化委員会に調査審議を要請いたしまして、昨年十二月に金融二社の限度額の引上げ等について所見をいただ

きました。

政府といたしましては、この所見を踏まえ、利用者利便性向上等の観点から、金融二社の限度額を引き上げるため、島田理事御紹介をいただきましたけれども、郵政民営化法施行令の一部を改正する政令を本年四月一日に施行したところでございます。

以上です。

○島田三郎君 今御説明があったように、いろいろな場で議論をされて、その中でもやはり賛否両論様々な意見があったと聞いております。その上で今回引上げという結論に至ったことについて、改めて高市大臣から、この限度額の引上げの意義について御質問を申し上げます。

○国務大臣(高市早苗君) 今般の金融二社の限度額の引上げでございますが、利用者利便の視点を重視し、郵政民営化の進捗に応じ段階的に制限を緩和するという郵政民営化法の趣旨及び郵政民営化委員会の御所見を踏まえて実施したものでございます。

今回の引上げによりまして、ゆうちょ銀行の預入限度額は二十五年ぶり、かんぽ生命保険の加入限度額は三十年ぶりの見直しとなりまして、利用者利便が一層向上すると期待しています。特に、ゆうちょ銀行の預入限度額の引上げにつきましては、御高齢の方が多くお住まいの地域や過疎地域におきまして、徒歩圏内に郵便局以外の金融機関がない地域があることから、住民の利便の確保のために大いに意義があると考えております。

○島田三郎君 御説明のありましたように、今回の限度額の引上げというのは、高齢化が進む地域や過疎地においては、確かに利用者の利便性の確保という観点で非常に意義深いものであると思っております。そして、私もびつくりいたしましたのは、ゆうちょの限度額が二十五年ぶり、また、かんぽの限度額が三十年ぶり、まあこれ、非常に時間が掛かったものだと思つた次第でございます。それで、こういう状況の中で、やはり一層便利に地元の方々に郵便局を使っていただけ

ればと思っております。

ただ、この限度額については、今回引き上げて一千万三百万円ということで、そもそも民間の銀行にはこのような規制全くないわけでありまして、それが民営化の過程の中で、ゆうちょ銀行だけいわゆる上乗せ規制が掛けられているという状況であります。これは、郵政民営化法においても、また郵政民営化に関する状況に応じてでも緩和していくということになっていると思っております。是非とも引き続き更なる御検討のほどをお願いを申し上げます。

今更申し上げるまでもなく、私の地元も高齢化が進む地域が多くございます。過疎地が進む地域においては金融機関の支店の統廃合により撤退しているところも数多くございます。というよりも、民間の銀行は率先して統廃合をし、消えていくわけでありまして。そういう中で、私は、郵便局、これが非常に貴重な存在であり、また多くの方々が利用する、ある意味では地元にとつての貴重なインフラであります。そこで提供される金融また郵便のサービスなくしては、将来にわたつて地方で安心して暮らせるためにも、やはり私は、郵便、貯金、保険のユニバーサルサービスの確保が非常に大切なものであると私は思っております。

そういう中で、この郵便事業のユニバーサルサービスの確保の在り方については、総務省では、昨年九月に情報通信審議会から答申を受けたと聞いております。総務省として、郵政事業のユニバーサルサービスを確保していくためにどのような取り組みでいくのか、お伺いをいたします。

○国務大臣(高市早苗君) 島田委員御指摘のとおり、私も、郵便局というのは地域の重要な生活インフラの一つにもなっていると考えています。今おっしゃっていただきました、平成二十七年九月に情報通信審議会から、郵政事業のユニバーサルサービスの確保の在り方についてという答申を受けました。この答申におきましては、現状、ユニバーサルサービスについては、日本郵便及び

日本郵政の経営努力によりその水準が確保されていること、ユニバーサルサービスコストの試算結果では全体として黒字となっていることを踏まえ、まずは日本郵政及び日本郵便に対して収益力の向上やコストの抑制など更なる経営努力を求めているところでございます。

総務省としましては、法律により日本郵政、日本郵便に提供の責務が課せられている郵政事業のユニバーサルサービスについては、郵便役務、金融窓口業務ともその収支は黒字であり、現状では適切に提供されていると認識をしています。将来にわたりますともユニバーサルサービスが安定的に確保されるよう、引き続き日本郵政及び日本郵便の取組状況や経営状況をしっかりと注視をし、ユニバーサルサービスが確保されているかという点の確認を行い、しっかりと監督をしてまいります。

○島田三郎君　ありがとうございます。

郵便事業は、やはり利用者の皆様の生活に密着した、地域においては欠かせないサービスであります。もちろん日本郵政グループにおいても、先ほどお話がありましたように、これからの収益の多角化、経営の効率化を図り、ユニバーサルサービスの提供に取り組んでいただきたいと思いますが、総務省においても、この郵政事業のユニバーサルサービスがしっかりと確保されるよう、引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

さらに、日本郵政グループにおいては、グループ三社の株式が上場されたわけであり、今、株式に対し、いわゆる会社に対しては株主の発言というものが非常に大事になっております。ある意味では、今回のセブンイレブンの問題も、大株主からの発言によってああいうような事になったわけであり、これはある意味、私は、かつて藤末議員がおっしゃいましたように、株主が強くなっていくと、やはり経営的な問題、こういうものについて非常に指摘をされていく。そういう対象の中で、やはり私は心配するのは、不採算部門の統廃合であります。統廃合というよりも撤退

でございます。

ですから、そういう状況というのは、先ほど来からお話がありますように、ユニバーサルサービスに相反するものであります。そのためにはやはり、日本郵政の新たな経営者の方々がしっかりと利益を上げ、そしてその上に、物言う株主に対して、やはりユニバーサルサービスの存在意義、この理解をやはりこれからは怠りなく私は努力をしていくべきものであると思っております。そして、まさにそういう体制の私どもは日本郵政やその他の関連会社に対して支援をするわけであり、またその支援を惜しみなくしていかなければならないと思っております。（発言する者あり）ありがとうございます。

そういう中で、やはり私どもは、これからも日本郵政の御努力に非常に期待を申し上げ、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○藤末健三君　民進党・新緑風会の藤末でございます。

私は、今日は地域経済のお話と情報通信、情報についてしゃべろうと思いましたが、先ほど島田委員からもお話ございましたけれども、やはり郵便のユニバーサルサービス、これは地方にとっても重要なことですので、是非、大臣におかれましてはきちんと、経営者も交代した状況でございますので、見ていただきたいと思っております。

私の方、先ほど申し上げましたように、地方経済と情報通信ということで御質問申し上げますが、一つ大臣に一番初めにお聞きしたいのは、選挙制度についてお聞きしたいと思っております。

今、定数の格差は正ということでございますが、どの数か移りつつある状況にあります。これは、最高裁判所が判決したということもございしますが、それに従わざるを得ないところもあります。一方で、立法の考え方により私はこの一票の格差は正というものについて検討すべきじゃないかと

思っております。当然、政府の方も議論していただきたいと思っております。それは何かと申しますと、恐らくこのまま一票の格差は正を続けた場合、地方の声がますます届かなくなる、国政にということをするべく懸念しております。

実際に、私、全国比例区でございますので、各地を回りますと、もう本当に離島の末端の部分においては家がどんどんどんどん放置されている、なくなるじゃないですね、放置ですね、そのままた家が崩れていますから。そして人がいなくなる。また、先ほど島田先生からもありましたけれども、また局が唯一の金融機関として支えている。そして、今や局が福祉サービスまで手を出そうとしておりますので、福祉を支えるインフラとしても郵便局などがやっているという状況でございます。

個人の意見ではございますけれども、私は国土の均衡ある発展ということを考えたときに、選挙制度は地方自治の基幹じゃないかと思っております。是非、総務省においても、この一票の格差という議論を、ただ受け入れるだけではなく、地方行政の在り方全体から検討していただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君)　私自身も、報道されているような形で衆議院選挙制度が変わりますと議員区になる県から出ております。

衆議院、参議院の選挙制度改革につきまして、格差は正を行うということによって地方の声が届きにくくなるという御意見があることも十分に承知しております。

参議院の選挙制度につきましては、先ほど委員が御紹介いただきました平成二十六年の最高裁判決において、都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式をしかるべき形で改めるなどの具体的改正案の検討と集約が着実に進められ、違憲状態が解消される必要があるという指摘がなされて、昨年、各党各会派による御議論を経て格差は正のための議員立法が成立しました。また、衆議院の選挙制度につきましても、この

一票の格差は正、定数削減に関し、各党各会派の御議論を経て衆議院議長の下で調査会が設置され、本年一月に答申が出され、現在これを踏まえて各党各会派で御議論が行われていると承知しております。

政府の方でも検討をという御指摘でございますが、やはり選挙制度の在り方については議会政治の根幹に関わる重要な問題でございますので、国会や各党各会派で御議論をいただくべき事柄であると存じます。

○藤末健三君　大臣がおっしゃるのはごもっともだと思いますけれども、私思いますが、恐らくこれからどんどんどんどん都市部に集中するという状況が続いていく中、声がますます届かなくなりまうと、恐らく、今日ちよつと議論させていただこうと用意しましたけれども、地方税とか地方交付税の仕組み自体がどんどんいびつになるんではないかと私は思っております。

実際にやはり見てみますと、都心部の、首都圏の地方自治体の税収はどんどんどんどん増えている一方で、地方の税収はどんどん増えないような状況、逆に減っているという状況でございます。そして、その正を行うための地方交付税の仕組み自体も私はもう見直さなきゃいけないのではないかと思っております。

何をお願いしたいかというと、もう大規模な見直しをしなければ、恐らくこのまま私は日本は首都圏にどんどんどんどん人が集中する、集中すれば集中するほどその集中した人たちの声が大きくなり、その部分に恐らくいろいろな資本が集中していくのではないかとこのことを懸念しております。それだけにはちよつと申し上げておきます。

私は、ちよつと個別の話をしたと思いますのは、コンピナートの支援を是非ちよつとお話しさせていたいただきたいと思っております。

私は、党派を超えてコンピナートなどを支援する議員連盟の事務局長をさせていただいておりまして、実は日本中のコンピナートをほとんど回らせていただいております。その中でやはり声

を聞きますのは何かと申しますと、コンビナートがある地域においては、そのコンビナートの石油産業とか石油化学産業などが非常に大きな雇用として税収の源になっておりまして、このコンビナート強化、非常に重要だと思っております。

なぜかと申しますと、一つありますのは、様々なコンビナートはもう大体四十年前ぐらいの高度経済成長期に造られておりますので設備が古くなっているということ、そしてまた、港なども浅いので輸送量が非常に少ない、小さいような状況でございます。私、去年、シンガポールのコンビナートを見てきたんですけれども、規模がもう十倍ぐらいあるという状況でございます。もう規模でははつきり言って太刀打ちできないと思いたしました。

そういう中において、コンビナートをどうしていくか、国の政策もありますけれども、これはまさしく地方自治体などの政策が大きく関与すると思うんですが、その点につきましてお答えいただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○政府参考人(福島洋君) お答え申し上げます。石油産業や化学産業などが立地するコンビナートは、それぞれの立地地域における雇用や経済を支えており、自動車や電気、電子を始め幅広い産業に対して素材を提供している重要な存在であります。こうした問題の下、政府としましては、予算の適正かつ効率的な執行を前提としながら、コンビナートの競争力の更なる強化に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、平成二十八年年度予算におきまして、複数の製油所や化学工場などが連携して生産設備の共用や相互の配管接続などによってコンビナート全体の生産性向上を図る取組、また、製油所や化学工場がエネルギー効率の高い設備の導入や複数工場間のユティリティの融通などによって省エネルギーを図る取組、製油所や化学工場がIoTを活用して保安の高度化、効率化を図る取組、また、二酸化炭素と水から基礎化学製品を製造するなど原料の多様化に関する技術開発など

を支援することとしております。

また、各コンビナートの立地地域におきましては、自治体を中心となりまして、立地企業間の連携強化や立地環境の改善などの活性化に向けて計画策定も行われているところでございます。経済産業省では、こうした検討の場に積極的に参画をして、地域と一体となって各コンビナートの活性化に向けた議論を行っております。

今後、こうした取組を通じ、関係者とよく協力、連携をして、雇用の維持拡大に配慮しつつ、コンビナートの競争力強化を支援してまいりたいと思っております。

○藤末健三君 是非マクロの目で見ていただきたいと思いますが、福島審議官は世界のコンビナートを見たことがあります、ちなみに、海外。どうぞ。

○政府参考人(福島洋君) 昨年、タイの工場を視察させていただきました。

○藤末健三君 いかがですか、その規模は。

○政府参考人(福島洋君) インフラ等も非常に整っておりまして、非常に大きな、タイでは自動車産業を支える材料を供給しているというように認識しております。

○藤末健三君 では、是非、ちょっと一つお願いが、もう一つか、三つお願いがありまして、一つは……(発言する者あり)突然増えるという。

一つありますのは、やっぱり国際的な競争力がどうかということを経済産業省が明確に示していただきたいというのがございます。実際にやっぱドイツなんか、もう巨大ですよ、本当に。海に巨大な材料基地があり、それをライン川をタンカーで運ぶ、そして内陸でつくって、内陸にも巨大なコンビナート基地があつて、それで鉄道を使つてヨーロッパ中にまくという仕組みがつくっているんですよ。

あれを見たら、我が国、まねるところはあるのかと思つていまして、何かというと、どこかに大きな材料基地をつくって、コンビナートを小さな船でネットワークさせることによってドイツ型が

できるんじゃないかなというのは、もう個人的な全く素人の考えですけど、思つたりしました。

また、シンガポールなんかを見ましても、やはり石油精製と石油化学がもうコンビネーションを組んでいますので、いろんな市場の動向によってどっちの方に生産を移すかという調整もできるようなになっているということもございまして、まず一つあるのは、その産業形態の国際的な競争力をちゃんとチェックしていただきたいというのが一つ。

もう一つございまして、現場の声を拾っていただきたいですね。私がいろいろ伺う範囲でも聞いていますのは、例えば、緑地の規制があつて一番大事なところのコンビナートの場所が使えなくなっている、それを使いたいという話もございましたし、あとは、そのユティリティ、電力関係、物流関係の規制があつてその配送コストが高くなっているとか、また、これは実際に伺ったのはこれは堺のコンビナートですけど、工業用水の料金が非常に高い、国内に比較しても、海外に比較したらもう話にならないぐらい高いです、私見かもしれませんが、という話があつたり、あとは、人材の育成とかございまして。

そういう全体的な話を、コンビナートの話をちよつと聞いていただきたいというのが二つ目で、そして三つ目にございまして、この問題は、先ほど申し上げましたように、各自自治体は、例えば人材育成とか、あと工業用水の料金とか緑地の面積とか規制がございまして、自治体との連携、あと国交省との連携などを是非進めていただきたいと思ひます、三点目でございます。

その三点についてお答えいただけないでしょうか。

○政府参考人(福島洋君) 国際競争力の観点につきましては、二〇一四年十一月に産業競争力強化法第五十条に基づく石油化学産業の市場構造に関する調査を行い、分析、検討してございます。

また、地域の声を聞くという点に関しましては、各コンビナートの自治体と連携をしております。

す。鹿島工業地帯におきましては、国土交通省、自治体が参加をする議論にも参加をしておりますので、そういった場を通じて現場の声を聞いてまいりたいと思つております。

○藤末健三君 是非、コンビナートは、もう御存じだと思ひますけれど、その地域においてはもう大きな雇用を占めますし、あと税収も大きいので、自治体との連携を是非やっていただきたいということ、あと関連省庁との連携を強めていただきたいことをお願いしまして、もうここで質問を終わらせていただきます。

次にございまして、ちよつとICT関係のお話をさせていただきますと思ひます。

これは、携帯電話のアプリケーションの販売についてちよつと話をさせていただきますと思ひます。

昨年の五月十四日に電気通信事業法等の一部を改正する法律案に対しまして附帯決議を付けさせていただいております。その附帯決議の四番目に「消費者が自由な選択に基づいて購入できる環境を確保し、良質なコンテンツの流通を促進するために、販売代理店におけるアプリケーション等のコンテンツ販売が公平に行われるよう、販売の状況について注視すること。」と書かせていただいておりますけれど、この状況について、総務省、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(福岡徹君) お答え申し上げます。御指摘の附帯決議も受けまして、私も総務省では、昨年の九月から、ICTサービス安心・安全研究会の中に消費者保護グループの見直し・充実に関するワーキンググループを開催をいたしました。その中で、御指摘のその代理店におきましてコンテンツ等の販売につきまして、業界団体や消費者団体の意見も聞きつつ情報収集を行い、検討を進めてまいりました。

総務省といたしましては、この販売代理店におきまして利用者の自由な選択を阻害するような形でコンテンツ販売が行われるということとは適切ではないと考えております。

したがいます、このワーキンググループの議論の取りまとめを踏まえまして、まず一つは、本年五月二十一日から御指摘の電気通信事業法の改正法が施行されますが、その際に、契約後に書面を交付する義務も課すことといたしております。そして、その省令におきまして、サービスに付随するコンテンツなどの有料オプションに関しましては、書面への記載を義務付けると。これによりまして、いわゆる曖昧な形で抱き合わせ販売といったものを防ぐと。それからもう一つ、関連のガイドラインも全面改定をいたしまして、コンテンツなどのオプション加入につきましては、利用者の有効な意思表示が必要である、例えば、加入が当然であるかのように装って販売するといったことは不適切であるといったことを記載をさせていただいていくところでございます。

総務省におきましては、今後とも、この附帯決議の趣旨を踏まえまして、先ほど申し上げました省令やガイドラインの実行状況というものをモニタリングを、これは随時調査、定期調査、あるいは苦情分析といったものもしっかりやっていくということとしてございまして、これによりまして、店頭におけるコンテンツの販売の状況を引き続き把握し、適切に対処してまいりたいと考えております。

○藤末健三君 是非、消費者の観点も重要だと思えます。きちんとしたアプリケーションを消費者が選べるようにすることも大事でございまして、もう一つお願いしたいのは、このアプリケーション、スマホとかパッドに載っているアプリケーションというのは非常に今、大きな急激に成長している産業でございまして、いろんなベンチャー企業がトライしている中で今どういう状況かという、携帯の通信キャリアが自分のところのソフトをバンドル販売というか、ある意味抱き合わせ販売みたいな形で、この自分の会社のアプリケーションを使うと料金安いですよ、使いやすいですよと売っている感じがあるじゃないですか、正直申し上げて。

実際に私が聞いている話ですと、そういう、 아이폰とかギャラクシーとか、固有名詞を挙げちゃいけませんけれども、スマートフォン関係に載せるアプリケーションを売っている独立系の企業の売上げがやっぱ落ちていくんですね、聞いていますと、何社か。それはなぜかと申しますと、やはり携帯電話の会社が、販売するときに自社の関係が利益が高いようなアプリケーションを優先的に売ろうなことをやっていると。うううに聞いておりますので、その状況について局長、いかがですか、どういう御理解でしょうか。

○政府参考人(福岡徹君) 御指摘のように、まず一般的には、スマートフォンになりまして、利用者がインターネット上から多様なコンテンツをダウンロードできるという、まず基本的にはそういう状況は少しは良くなっているの、でございますが、確かに御指摘のとおり、代理店におけますコンテンツ販売につきましては、現状では携帯電話事業者ができれば自社関係のコンテンツ販売といったものを、目に見えないような形も含めて、優遇をしていくといったような事情がないわけではないということも十分把握をしております。

この点につきましては、私も電気通信行政のみならず、いわゆる独禁法上の関係も関わり合ってくると思っております。こういった電気通信事業者によるコンテンツの取扱いにつきましては、公正取引委員会との共同で策定しております電気通信事業分野における競争の促進に関する指針、これを現在、この電気通信事業法の改正に伴いまして、公正取引委員会さんとそれと私も総務省の方で今この改定も行っているところで、パブコメを行っているところでございます。そういう中でも認識して対応してまいりたいと思っております。

○藤末健三君 是非、電気通信事業者法だけでなく、私はなかなか電気通信事業者、特に携帯関係の通信事業者のコントロールは私は利かないと思っておりますので、是非とも独占禁止法を使ったガイドライン等、指針等の策定を急いでいただきたいと思っております。

たいと思います。そこで、公正取引委員会にお聞きしたいんですが、電気通信事業分野における競争促進に関する指針改定案というのが出ていくわけではございますが、この策定のスケジュールはどういうふうになるかということをお答えいただけますでしょうか。お願いします。

○政府参考人(松尾勝君) お答え申し上げます。公正取引委員会におきましては、平成十三年の十一月に、電気通信事業分野における競争を一層促進していく観点から、総務省とも共同いたしました、独占禁止法、電気通信事業法の適用に当たっての基本的な考え方及び問題となる行為等を明らかにした電気通信事業分野における競争の促進に関する指針を公表したところでございます。

今般、公正取引委員会は、電気通信事業分野における最近の市場実態の変化等を踏まえまして、同指針の独占禁止法関係部分について改定を行うことといたしまして、現在、同改定案をパブリックコメントの手続に付しているところでございます。今後、パブリックコメントで提出された意見を踏まえ、必要に応じて改正案に所要の修正を行った上で、改正電気通信事業法の施行までには改定指針を公表すべく、現在作業を進めておるところでございます。

○藤末健三君 是非多くの方々の意見を取り入れていただきたいと思っております。

私は、公正取引委員会にお願いしたいのは、この問題は何かと申しますと、やっぱ利用者の選択肢が減るというのは非常に利用者に対する問題があると思えます。選択できない、もう事前に推薦されるソフトを使わざるを得ないような状況というの、利用者の問題もありますし、そしてもう一つございましては、やはり不当に新しい事業者若しくは既存の事業者を排他的な状況にしますと、新しいイノベーション、新しい技術開発、新しいサービスが生まれませんので、是非、本当に新しいことができる環境を、フェアな環境を整えることを是非やっていただきたいと思っております。

○藤末健三君 是非多くの方々の意見を取り入れていただきたいと思っております。

と思います。

そういう状況におきまして、私は、独占禁止法で公正な競争環境を整えていただき、新しい事業、新しいサービスが生まれるようなことを進めていただきたいと思うんですが、一方で、公正な環境だけではなく、やはりある程度の支援的な政策が必要だと思っております。余りあれなんですけれども、今、例えばパソコンの売上げは、既存のパソコンの売上げはどんどんどんどん減る中で、今パッドとか、そして今スマートフォンにどんどんどんどんユーザーの需要が移っていく中、実際にソフトウェアの開発を見まして、やはりパッド系とかスマホ系のアプリケーションの方に開発に軸足が移っているという状況でございまして。

しかしながら、このスマホや、あとパッド、パソコンのアプリケーション、ソフトウェアはどこのが所管しているかというのは余り明確ではない。スマホであれば総務省かという、総務省でもないようであり、一方、ソフトウェアだから経済産業省であるかという、そうでもないという状況でございまして、今このまま行くと本当に守備の間に落ちるポテンヒットみたいに誰もカバーできなくなるんじゃないかということに非常に気にしております。

その点につきまして、経済産業省、もし、できれば総務省から、総務省と経済産業省が連携してこれから非常に大きくなるであろうスマートフォンやパッドのアプリケーションの促進をどうするかということについてお答えいただけますでしょうか。お願いいたします。

○政府参考人(竹内芳明君) お答え申し上げます。経済産業省におきましては、IoTを始めとした様々な分野の活性化を図るという観点から、密接に連携をして施策を進めているところでございます。

お尋ねのありました携帯電話のアプリケーション市場というのを見ますと、近年非常に拡大し

つつある有望な市場であるというふうに認識をいたしております。例えば、二〇一一年から二〇一四年の三か年で見てまいりますと、モバイルコンテンツ市場全体で約二倍の成長を示しておりますし、特にモバイルゲームの市場で見ますと三か年で三倍に、失礼しました、ゲームの市場はそれを超える成長を示しているということでございます。これは、特にスマートフォンやタブレットがこういったコンテンツ、ゲームを楽しみやすい特徴を持っているということもあるかと思えます。

私ども経済産業省としては、クリエイターの発掘、人材育成、コンテンツの海外展開支援や観光、物づくりなどの異業種とのマッチングなどを通じて市場拡大に引き続き取り組みますとともに、公正公平な競争の下でこのような市場が更に発展するよう、総務省を始めとする関係省庁ともしっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○政府参考人(福岡徹君) ただいま経産省さんから市場のお話がありました。例えばスマートフォンコンテンツについて申し上げますと、二〇一四年には対前年比五六%増ということで急成長を遂げています。このスマートフォンアプリといえますのは、いわゆるエンターテインメントのみならず、医療、教育、行政手続、通販など、非常に幅広い分野で利用されるということでございます。これを産業として振興することにより、経済成長の観点からも重要な課題かなというふうに考えてございます。

引き続き、経済産業省と連携してしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○藤末健三君 是非お願いしたいと思えます。

私が二つ申し上げたいのは、一つは、このスマホ系のアプリケーションは一気に世界で売れますので、もう初めから国際展開を力強く皆様で支援していただきたいと思えます。やつぱり小さい企業は海外に売る力ないんですよ、翻訳する力とか。そこを是非やっていただきたいというのが一

つづきますし、またもう一つございますのは、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、やはり人材の供給ということ、資金と人材の供給をやる仕組みを是非政府主導でつくっていただきたいと思えます。本当に海外の方がどんどん進んでいる中で、ただ、日本もヘルスケアとか、あとゲームとか、そういうところはまだ優位性が残っていると思えますので、是非やっていただきたいと思えます。

す。フィンテックは、御指摘のとおり、新しい様々なアイデアが生まれており、そうした中で社会的に大きなインパクトを及ぼす動きと既になっていると認識しております。

ブロックチェーン技術を含む新たな情報通信技術の発展は、決済サービスを始め様々な金融サービスに大きな影響を及ぼす可能性があると私も認識しております。このような認識に立ちま

それでまた、ICT関係でいきますと、フィンテック、金融テクノロジーという話を質問させていただきたいと思えます。

それから、技術開発についてお尋ねがございましたが、ブロックチェーン技術については、金融以外の分野でも、例えば取引履歴の記録あるいは証明ですとか、そういった改ざん防止が強く求められている分野においての利用も期待されているということで、当省でも様々な分野での利用の可能性というのを現在検討しております。

形で取組が進められていくことが重要であると考えています。

こちらのほうは何かと申し上げますと、今ビットコインとかが有名でございますが、私、今、世界の子供たちにワクチンを打つというプロジェクトを超党派で進めさせていただいております。その中で話を聞いてびっくりしたのは、ナイジェリアにおきましては、実際にワクチンを打っている方々、末端で打っている方々の給与の支払、このフィンテック、携帯を使って給与を支払っているというのを聞きました。何かと申しますと、途中にお金をまくと、途中では搾取しちゃって末端まで届かないんですよ。ですから、携帯でそのままお金を送り込んで仕事の状況も全部チェックするという仕組みをつくってしまして、我々が考えているフィンテックは原始的かもしれないですけど、逆に規制がないがゆえに非常に新しい技術の使い方をしているということがございました。

○藤末健三君 是非、検討していただくのも結構なんですけど、どこかのキーテクノロジーを取っていかないと、今ほとんどアメリカじゃないですか、キーテクノロジー、御存じのとおり、審議官が。ですから、どこかの分野で我々が何をするかというところをある程度の考え方を持っていていかなければ、恐らくもうあらゆる、このフィンテックのみならず、いろんなICTの基盤テクノロジーが海外に押さえられてしまふんじゃないかということに非常に懸念しておりますので、是非やっていただきたいと思えます。

○藤末健三君 牧島先生、済みません、先生って言うっちゃいけませんね、政務官には是非お願いしたいのは、まず一つあるのは、日本の金融機関の研究開発費の比率を調べてください、圧倒的に低いから。ですが、ゴールドマン・サックスとかモルガン・スタンレーとかあるじゃないですか、数%の売上比率の研究費使っているんですよ。日本の銀行はほとんどありません。是非、金融機関にR&Dをやらしてほしい。そのお金が日本のベンチャー企業に回ればそれでやれますから、資金調達が、それが一つ。お願いしますね、是非。それともう一つございますのは、このフィンテックは、恐らく日本が今頑張れば追い付けるところに来ています、はつきり申し上げて。日本の再生戦略、経済再生戦略には非入っていたんだいんですよ、今議論しているはずなんです。五月に発表されるはずですので、そこにフィンテックという項目を作ってください、明確にやっていただくこと、そして、ついでにお願いしたいのは、先ほど申し上げましたアプリケーション、パッドとか新しい分野、それも是非、明確に再生戦略に入れていただきたいことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

そういうフィンテックの可能性は非常に大きいものでございますけれど、今、日本のフィンテックのいろいろな議論を見ますと、やはり海外の技術がほとんど中心じゃないかというふうに見えます。その点につきまして、経済産業省が、やはりこのフィンテック技術を、これ日本の優位性もあります、正直申し上げて、ビットコインのそもそのアイデアは日本でございまして、そういう技術開発をどう進めるか、端的に答えてください。お願いいたします。

そういう中におきまして、特にこのフィンテックにおいてはブロックチェーンが重要だと考えておりますが、そのブロックチェーンの活用に向けての考え方、特に金融庁の考え方を伺えないでしょうか。お願いいたします。

金融庁よりお答え申し上げます。

○政府参考人(中山隆志君) お答え申し上げます。

○大臣政務官(牧島かれん君) 金融庁よりお答え申し上げます。

金融庁よりお答え申し上げます。

どうもありがとうございました。

○吉川沙織君 民進党の吉川沙織でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

NHK予算案 当委員会では、三月三十一日、年度末最後に賛成多数で承認されました。しかしながら、NHK予算案は、結果として三年連続として全会一致とはなっておりません。まず、このことに対する会長と経営委員長の御所見を伺います。

○参考人 浜田健一郎君 受信料で成り立つ公共放送NHKの予算が三年連続で全会一致の承認をいただけなかったということは大変残念なことだというふうに思っております。

経営委員会といたしましては、国会での質疑の状況や附帯決議について随時経営委員間で情報を共有しております。さらに、今月十二日の経営委員会では、総括として、会長に対して早急に視聴者・国民の信頼回復に努めることを求め、経営委員会としても、全会一致の承認が三年続けてやられなかった結果を痛切に反省し、附帯決議を重く受け止めて、経営の最高意思決定機関としての職責を再確認することを申し合わせました。

以上でございます。

○参考人 柳井勝人君 二十八年年度予算につきましては、我々としても皆様方に御理解いただけるよう誠心誠意御説明に努めたつもりでございます。結果として全会一致での御承認をいただけなかった。誠に残念でございます。

今後とも、視聴者の皆様の信頼を回復できるよう最大限の努力を続けてまいります所存でございます。

○吉川沙織君 公表されている四月七日の会長会見の要旨を拝見いたしますと、今も会長から御答弁ございました。「われわれとしては、予算について誠心誠意、説明に努めたつもりだ」、これは公表されているもの。全文も拝見してもやはり同じように繰り返されています。本心でおっしゃっているのかどうかは私には分かりかねますけれども、なぜ全会一致にならなかったとお考えでしょ

うか。会長に伺います。

○参考人 柳井勝人君 先ほども申しましたけれども、我々としては御理解いただけるよう誠心誠意御説明したつもりでございますけれども、我々の誠意が不足しているということも言えるのかもしれないし、また、説明が十分でないということも言えるのかもしれないけれども、我々としては本心に本心から誠心誠意説明をしたつもりでございます。

繰り返しますが、今後ともNHKの信頼回復のために全力を尽くしてまいります所存でございます。

○吉川沙織君 四月七日の会長の定例記者会見全文を拝見いたしますと、なぜ全会一致にならなかったかと思えますかという記者の問いに関して、いろいろなことがあると思えますが、今年についてはやはり不祥事が一番の問題だったというふうに思えますと会長はお答えになられています。そのようにお考えなんですか。

○参考人 柳井勝人君 もちろん不祥事が全てとは申しませんが、これが非常に大きな理由の一つであったというふうには理解いたしております。

○吉川沙織君 昭和六十三年から今回の平成二十八年年度のNHK予算案まで全会一致とならなかった例というのは、これまで九回ございまして、三年連続全会一致にならなかった例は、今回の三回連続と、それから昭和六十三年、平成元年、平成二年、これまた三年連続賛成多数、つまり全会一致が崩れています。でも、このときの国会の委員会会議録を見ますと、それぞれ反対しているのが自民以外の全部であったり共産党さんだけ反対だったり、しかも、反対討論、残されている会議録見ると、それぞれしっかりと理由は異なっています。

でも、今回三年連続一緒だったのは、会長は一緒、しかも反対討論を拾いますと、会長の言動と、今年に関しては不祥事の多発でございます。会長としては不祥事の多発ということに重点を置

きたい、そのお気持ちはよく分かります。でも、今、三年連続全会一致でないことの重み、こんな形で三年連続全会一致でないというのは初めてだと思います。

会長 何かございせんか。

○参考人 柳井勝人君 引き続き、誠心誠意、視聴者の皆様あるいはこの委員会の皆様の御理解を得られるよう努力を続けていくつもりでございます。

○吉川沙織君 もしそうであるならば、三月三十一日、本会議の開会も、会長の不適切なこの委員会での発言によって遅れてしまいました。もし、誠心誠意丁寧な説明に努めるということであれば、あのような答弁で、不適切な答弁、発言はなかったのではないかと思います。

今、経営委員長から、答弁の中で二回、附帯決議を重く受け止めるという、このような御発言がございました。そこで、今年初めて追加された附帯決議の内容から質問を簡単にしてみたいと思います。

附帯決議に関しては、予算案本体と異なり附帯決議は衆参総務委員会共に全会一致で議決されています。今回新たに追加された内容として、例えば参議院の総務委員会では、「協会は、受信料で運営されている特殊法人であることを踏まえ、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、議事録を含め、国民・視聴者に対する説明責任を十分果たすこと」としています。

具体的に、議事録を始め情報公開の在り方、どのように改善していくつもりなのか、経営委員長と会長に一言ずつ伺います。

○参考人 浜田健一郎君 まず、附帯決議の件でございますけれども、経営委員会では昨年の附帯決議と今年の附帯決議と対置表を作りまして、今回こういう形で参議院、衆議院それぞれ御指摘をいただいたということを確認しております。

それで、あと、ごめんなさい、何て……。(笑)

言する者あり) 議事録の改善の問題も、私、経営委員長として、議事録の公開には透明性を重視して、我々の内規にのっとって十分にかなり気を付けて今までやってきたつもりだったわけですが、でも、今回、衆参で同様の御指摘をいただいたのも事実でありまして、これを受け止めて今後どういう形で改善できるかということは内部で議論をしているところでございます。

○参考人 柳井勝人君 議事の公開につきましては、我々としては、内部の規則にのっとって今後も続けていくつもりでございますが、極力やはり御理解いただけるような形で公開を心掛けていきたいというふうに思っております。

○吉川沙織君 会長は四月七日の定例記者会見でも今おっしゃったとおりのことをおっしゃっています。せっかくのそういうものを出すのであれば、まあ極力分かりやすいように、何を議論したぐらいかは分かりやすく、やっぱり改善の余地があればそれはやっていけばよろしいんじゃないかというふうにも思っておりますと発言されていますし、今、経営委員長も、何か改善できるところがあればという、このような御発言ございました。

事実、NHKの理事会に関しては概要記載がほとんどでございますが、経営委員会の議事録に関しては経営委員会議事運営規則に基づいて公表はなされていますと承知はしています。ただ、二年前の理事の任命の同意に係るところでもかなり多くの議論になりましたが、やはりそれでも、人事に係ること、何々に係ることということで、伏せて一行記載で終わっていることも多々ござい

ます。二年前のこの当委員会での質疑において、経営委員長と当時の総務委員長の差配で、経営委員会の議事運営規則を当委員会に提出をいただきました。これを拝見いたしますと、最後の改正は平成二十三年六月二十八日でございます。

これを見直すことも含めて検討いただけないかと思うんですが、経営委員長、いかがでしょうか。

○参考人 浜田健一郎君 今後とも、先ほど申し

上げましたように、経営委員会の中で御指摘を受けて議論をしまります。

○吉川沙織君 是非議論をお願いしたいと思ひます。

その経営委員会では、一昨日、第千二百五十八回の経営委員会だと思ひますが、一昨日の経営委員会では理事の任命の同意が行われております。一括で経営委員会は同意したと報じられてもいますし、委員長も経営委員会の後のブリーフィングでそのようにおっしゃっています。二か月間にわたる専務理事が二人空白、こういった状態が続いていた理事ポストを含め、今回、二期二年だろうが、二期四年だろうが、任期を迎えた全ての理事が交代する結果となっています。

二年前のこの委員会では私は、経営委員会の当日、即日同意に対して、放送法施行規則第十九条第二項の趣旨に反する旨を指摘をさせていただきましたが、今回はどうだったんでしょうか。経営委員長、人事案は前で提示されたと思ひますが、どの段階で提示されましたか。

○参考人(浜田健一郎君) 慣例に基づき、事前に、月曜日だったと思ひますけれども、人事案をいただいております。

○吉川沙織君 放送法施行規則第十九条第二項、「委員長は、経営委員会の招集の通知を行うときは、原則として、事前に十分な時間的余裕をもつてそれを発出するものとし、」となっています。千二百五十八回の経営委員会は四月十二日、一昨日でございます。提示を受けたのは前日だ、これは十分な時間的余裕を持つてのことだと思ひますか、経営委員長。

○参考人(浜田健一郎君) 中身にもよりますけれども、私どもが受けた感じは、今まで十分局長時代活躍された方が案として載っていたわけで、まあそういう時間はあったのかなというふうに思っています。

○吉川沙織君 経営委員会後の委員長ブリーフィングで、理事の人事案についての感想はと委員長問われて、いわゆる下馬評に挙がっていた人が順

当に挙がってきたという感じとお答えになられていますので、今の答弁からしたら順当な人事だと委員長としては捉えていらっしゃるということだと思ひますが、幾つか気になる点がございしますので、会長にまず伺いたいと思ひます。

今回任期迎えた方は全員交代となりました。そして、新たな担務とともに発表されておりますが、今回、技師長、昭和三十九年からこの技師長というのが規程により設けられていると承知しておりますが、技術職以外の方が技師長になったという例を私は知りません。過去に技術職以外の方が技師長になった例があるのかないのか、まずお答えいただきたいと思います。

○参考人(初井勝人君) ございません。

○吉川沙織君 昭和三十九年にNHKには技師長というポストが規程により設けられました。今、会長から過去に技術職以外の方が技師長になった例はないということをお伺いしました。

今、4K、8K、これ総務省も中心になって進めています。4K、8K時代、それから技術革新の時代に、技術系の役員、しかも技師長が技術系出身でもない。本当にこれでよいのでしょうか。経営委員会でもこのことに関してはやはり議論になったのではないかとと思ひますが、経営委員長、いかがでしょうか。

○参考人(浜田健一郎君) まず、私といたしましては、今回の人事は新たなスタートを切るという会長の決意を反映したものだというふうに受け止めております。

技術職に関する御指摘は、経営委員会の中でも様々ありました。ただ、役員に必ず各職種から出さなければならぬということもないわけなんですけれども、やはりNHKの中における技術というものは今後の放送行政の中では大きな重みを持つということとは我々も認識をもちろんでおります。

それで、経営委員会の会議を中断しまして、会長に本件についての善処を求めました。それに対して会長の方から、前向きに対応いたしますとい

う回答がありましたので、経営委員会としては議決をしたということでございします。

○吉川沙織君 今経営委員長から御答弁をいただきました。実際に、経営委員会後の記者ブリーフィングでも同じようなことをおっしゃっています。経営委員会でかなり議論になった、技術は重要であり、技術担当役員は先を見通していくという役割でもある、そういう中で技術出身役員がいなくていいのかという議論はあった、その議論を踏まえて会長とも話をして善処を求めた、中断されたが、これに会長としては今初めて承知しました、これに会長としては対応されるということであった、理事としてはないがと、これブリーフィングを見ると付いています。

○参考人(初井勝人君) そのとおりでございします。会長、そういうことなんでしょうか。

○吉川沙織君 放送法第四十九条、「協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。」つまり、理事という役職は、放送法、いつも会長、遵守されると常におっしゃっています。この放送法に規定されているNHKの役員は、会長であり、経営委員であり、副会長であり、そして理事です。その理事に技術出身の人を、放送行政がこれから求められる中、一人も置かないということとは、この放送法の趣旨にのっとってもいかなるものかと思ひますが、本当に理事として今後再考する予定もないということでしょうか。

○参考人(初井勝人君) 御質問の趣旨はよく分かるんでございしますけれども、私は、技師長という役職は、理事の中での技師長は、技術部隊をマネージする、こういうポジションであると思っております。

御理解いただけると思うんですが、実務における技術は、実際には技術局長もおりますし、技術研究所長もおりますし、そういう人たちが実務的に技術をつかさどっている、リードして

いつていると。その中で、三千人の技術部隊をどうやってマネージしていくか。これは必ずしも技術だけではないわけでございします。いわゆる人事もあれば、そういうコンプライアンスの問題、ガバナンスの問題等々があるわけでございします。

そういう意味におきまして、技師長という名のところにいわれる文系の理事が付くということに抵抗があることはよく分かりますし、経営委員会でも随分その点を指摘されました。現実には、したがって私、私は、その技術局長が研究所長か、こういう人を我々のマネジメントの会議に出してもらう、こういうことによつて技術部隊と経営のコミュニケーションを良くすると。一方、技術局長は当然理事会には出ているわけで、あつ、技師長は出ているわけですから、この技師長は今回は文系でございしますけれども、あくまでも技師長で技術集団のマネジメントを行う、こういう役割でございします。

○吉川沙織君 今回、技師長は一期二年で退任を余儀なくされます。会長は、会長就任後、二年前の平成二十六年四月二十二日、第千二百二十二回の経営委員会において今回一期二年で退任をさせる技師長をお選びになっています。このときの会議録、議事録を見ますと、「浜田氏は、技術の生え抜きです。久保田技師長の後任としてふさわしい方だと思ひます。」と云つて推薦なさつています。

二年前、今の技師長をお選びになるときも、マネジメントが必要だとか、そういう説明をされて任命されているならいざ知らず、二年前は技術の生え抜きということを理由に今の技師長を置いていたわけです。ですので、やはり少し疑義を感じざるを得ないという、こういう懸念を申し上げて、更にもう一つ会長にお伺いしたいと思ひます。

今回の人事において、昨年理事に任命されたばかりのお一方がたった一年の理事経験で専務理事に昇格されていいます。過去に同様の事例はございしますでしょうか。

○参考人 柳井勝人君 私自身でひもといたわけではありませんが、過去にもそういう例はあるというふう聞いておりますし、そう認識しております。

○吉川沙織君 過去の例を教えてくださいとお願ひいたしております。

○参考人 柳井勝人君 昭和三十三年理事が三十四年に専務理事になっております。それから、三十九年の理事任用者が四十一年に専務理事になっております。それから、四十五年の理事が四十六年には専務理事になっております。

○吉川沙織君 今会長から答弁をいただきました。専務理事に、理事になったばかりの人が一年の理事経験で、二年目で専務理事に昇格した例というのは過去に三例、昭和四十六年の例が最後です。四十五年にわたってこんな例ありません。

日本放送協会定款第三十六条によれば、「専務理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を掌理」するのに対して、「専務理事以外の理事は、会長の定めるところにより、本協会を代表し、会長及び副会長を補佐して本協会の業務を分掌」となっております。よって、専務理事と理事ではその果たすべき役割は大きく異なっております。だからこそ、NHKにおいては、四十五年にわたって、理事は一期二年やつて、その後、退任していただくか、それとも専務理事に昇格していただくか、こういうことを積み重ねてこられたんだと思います。

会長、いかがでしょうか。

○参考人 柳井勝人君 私は、人事は適材適所ということで行っているつもりでございます。この四十年間、一年で専務理事になった例がないというのですが、今回の件についても、私はまさしく適材適所の方針で、一年しか理事をやっていない人を専務理事に任命したわけでございます。

○吉川沙織君 適材適所という、こういう御答弁でございます。

去年、今回理事から専務理事に昇格される方を

お選びになるときの平成二十七年四月十四日、第一千二百三十五回経営委員会、理事の任命の同意に係るところでこの方のことを称して、「放送法の神様」といわれている人で、従来はスペシャリストとして、役員の道は歩んでいなかったのですが、昨今、国会審議などいろいろな場で放送法を参照しながら議論するケースが大変多くなっている環境下では、理事会に、そのような視点を持つた人が必要だと思いました。」そして、続いて、「放送法を中心にした考え方ができる専門性は経営上非常に大事だと判断しました。」

これは、日本放送協会の定款第三十六条に定める専務理事と理事の違い、顕著に表れています。理事であれば分掌です。専務理事であれば掌理する。掌理と分掌では大きく違います。専門性を大事にして理事に昨年登用したのであれば、少なくとももう一年は分掌させて経験を積ませるべきだと思いますが、このような観点に関して経営委員会では議論されましたでしょうか、経営委員長。

○参考人 浜田健一郎君 経営委員会では議論をしております。専務理事の指名は、定款に基づき、会長の権限で行われるものと理解をしております。

専務理事の指名につきましては四月十二日の経営委員会でも会長から報告を受けておりますが、私といたしましては、会長が御自身の権限に基づき、諸条件を勘案して判断されたものと認識をしております。

○吉川沙織君 確かに二年前のこの委員会でも相当議論をさせていただきました。担務も含めて、理事の選任、人事権は会長にございます。ただ、それが本当に、本当にNHKのためになるのか、受信料をお支払いいただいている視聴者や国民のためになるかという観点で経営委員会はその機能を最大限本当に発揮していただきたいという思いです。しかも、この国会でも、法規、先例に基づいて様々な議事運営や委員会運営が行われております。もちろん、明文化されていないものもございます。NHKだって、定款には専務理事と理事の

役割の違いを明確に明記し、実際、その運用として一年で理事になることを妨げるような文言はどこにもありません。でも、四十五年にわたって、理事になったばかりの人を二年目で専務理事にするということは四十五年間にわたって行われていなかったという重みは受け止めて、今後は判断をじていただきたいと思っています。

経営委員長と監査委員に、最後、伺いたいと思います。

日本放送協会の経営委員会の経営委員の任期満了が実は迫っている方が四人、そして欠員状態になっている方が一人いらっしゃいます。任期満了年月日は六月十九日、今年の六月十九日でございます。この経営委員会に関しては国会の同意人事案件でございます。議院運営委員会の理事会で衆参同日同時にこれが提示される予定でございますが、私、今議院運営委員会におります、来週にでも提示を受けるための理事会がセットされる見込みでございます。

浜田経営委員長と上田監査委員は六月十九日が一旦の任期満了です。再任されるか、それとも退任なさるのかは私には知る由もございません。国会の同意人事は事前に漏れるとそれはおかしいことになりましたので、当日まで知る由はございません。しかしながら、任期が来るということだけは事実でございます。この二年間、会長と経営委員長と監査委員には最長で百十分の質疑にもお付き合いをいただいております。この間、二年前の一月二十五日以降、混乱の中にあり、三年連続予算案が全会一致とならないような事態、それから、様々な不祥事も続き、いろんなことが恐ろしく局内でも現場でもあったと思います。この二年間を踏まえて、率直な感想を監査委員と経営委員長に伺いたいと思います。

○参考人 上田良一君 お答えいたします。

私は、平成二十五年の六月に常勤の経営委員を拝命いたしました。翌七月、監査委員に選任されました。就任以来、監査委員の役割を十分に自覚しながら、誠心誠意、放送法に定められた職責を

果たすべく取り組んでまいりましたし、今委員がおつしやいましたように、この総務委員会におきましても何度か答弁に立ちまして、報告書も提出いたしましたけれども、私の方では精いっぱい監査委員としての役割を果たしてきたというふうに自覚いたしております。ただし、その間、本体や関連団体で職員や社員の不祥事等が相次いだということとは非常に遺憾に思っております。

私といたしましては、残された期間は短いですが、引き続き、任期の中で監査委員としての役割を果たすべく、精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えております。

○参考人 浜田健一郎君 私といたしましては、国会の同意を得て任命されるという経営委員の重い職責を自覚し、職務に当たってまいりました。NHKの諸課題に対して経営委員間の真摯な議論を重ねつつ、運営をしてまいりましたつもりでございます。しかしながら、この三年間、NHKの予算は全会一致の承認をいただけませんでした。大変残念なことだというふうに思っております。一方、吉川先生を始め各先生方からこの場でたくさん御意見、御指導もいただきました。感謝を申し上げます。

一方で、放送業界を取り巻く世界の動きは急速に早くなっております。放送と通信の融合時代に向けた公共放送のあるべき姿について国民的合意を得るための議論も行う段階にきているという思いを強くしております。また、放送法で定められた公共放送NHKの使命に対する自覚もますます役員に求められているというふうに思います。私といたしましては、残りの任期を最後まで精いっぱいやるつもりでございます。

○吉川沙織君 上田監査はまだ先があるような答弁にも聞こえましたが、浜田経営委員長はまるで今期をもって退任をなさるような挨拶にも聞こえてしましました。たくさんこれまで質問をさせていただきまして、再任されるか退任なさるか分か

りませんけれども、もしかしたら会長と浜田経営委員長と上田監査に対する質疑はこれが、三人そろっては最後になるのかも分かりません。

ただ、今、全会一致に三年連続ならなかったというお話でございました。その翌日に行われたNHKの入局式の会長訓示、どんなことをお話しされたんだろと思つて全文を求めたところ、結局お出しただけませんでした。出せない理由は、入局式は部内会議の延長、そこでの詳細は部内の発言なので御容赦いただきたい、必要な要素は要旨に全て盛り込まれているとのことでしたが、結果、出していただけませんでしたし、説明者は来る来ないで二転三転しました。

なぜ求めたかといえば、入局式での会長訓示は新入局員への励みだからです。ほとんどの企業は、求めがあれば入社式、入局式は公開するでしょう、取材もさせるでしょう。NHK自身も他社を取材し、放送しているじゃありませんか。会長になってからは三年たつても全文公開できない。つまり、それだけ局の雰囲気は萎縮している。これを早く元に戻していただくことを皆様にお願いを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。今日は、以前にもWiFiの整備について伺いましたけれども、そのときの積み残しも含めまして、改めてWiFiについてお伺いをしてみたいと思います。

公明党青年局ではボイスアクション運動というのを今やっております。それは、公明党がまとめた青年に関わりの深い五つの政策提言に対して、どれを実現したいですかというのを選んでもらうものなんですけれども、先週、私も宮城県仙台、それから名取で青年局の皆さんと一緒にそのアンケート調査をお手伝いさせていただきました。

その項目の中に無料で使える公衆無線LANの充実というのが入っております。町中で青年の皆さんに声を伺うと、この公衆無線LAN、無料で

で使える公衆無線LANの充実がいいねというふうに言ってくれる方が多いのであります。

今や若者にとってはスマホやタブレットというのは必需品であります。しかし、これらの通信費というのは若者にとっては結構大きな問題でありまして、統計によりますと、家計の消費支出はほぼ横ばいの一方で、支出全体に占める携帯電話の通信料の割合というのはこの十年間で五倍に増えているという状況になっております。通信料の大部分はパケット代ですけども、これを抑えるのに有効なのが外出時でもインターネットに無料で接続できるWiFiということになるわけです。

この無料で接続できるWiFiというのは、以前にも取り上げましたように、インバウンド対策ということでも非常に重要であります。前回は観光振興の観点から、自治体による防災・観光拠点におけるWiFi整備について質問をさせてもらいました。

この無料WiFi、現在、観光庁、そして自治体等のエリアオーナーなどからなる協議会を組織して進めているようでありますけれども、総務省はこの中ではどのような役割を持って取り組んでいるのか、お伺いします。

○大臣政務官(奥水恵一君) お答えいたします。

訪日外国人向けの無料公衆無線LAN、いわゆるWiFiの環境の整備に關しまして、総務省は観光庁とともに、平成二十六年八月に電気通信事業者や自治体、交通、商業施設等のエリアオーナー等からなる無料公衆無線LAN整備促進協議会を設立しているところでございます。同協議会におきまして、訪日外国人の快適な利用を確保するために、利用可能エリアの整備促進、また利用場所等の周知・広報、さらに認証連携による利用開始手続の簡素化についてそれぞれプロジェクトチームを設け、取組を推進しているところでございます。

このような取組の中におきまして、総務省では、特に観光拠点等において無料WiFiの整備を行う地方公共団体への支援を行うとともに、訪

日外国人に対する利用開始手続の簡素化、一元化に取り組んでおり、本年二月十九日には共通技術仕様の策定やその普及等について取組方針を発表をさせていただいたところでございます。

また、本年三月三十日に取りまとめられました明日の日本を支える観光ビジョンにおきまして、二〇一八年までに二十万か所以上で事業者の垣根を越えてシームレスにWiFi接続できる仕組みを構築することとされており、総務省といたしましても、引き続きこうした取組を積極的に推進していきたいと考えております。

○横山信一君 二〇二〇年までに二十万か所の整備という非常に期待を持てるお話を伺いましたけれども、今インバウンドというか訪日外国人観光客対策としてのお話を伺ったわけですが、それはそれでいいんですけども、この無料WiFiの整備をしていくということの一つの観点として、やはり今若者たちに普及をしているスマホ、それからタブレットの無料通信という通信費の抑制、そういうのを望まれているわけでありまして、そうした観点も今後は考えていただきたいと思います。

ところで、この日本再興戦略ですけれども、今二〇二〇年までの二十万か所というお話がありましたが、二〇二〇年までに観光・防災拠点における無料WiFi環境整備、これを二万九千か所というふうになされております。今後増加するインバウンド対策としては、空港、駅あるいは観光拠点という、そういう点、点というか、点の整備ということだけではなくて、例えば東京オリパラというのを考えるのであれば、空港から、あるいはホテルからその競技会場まで、まさにシームレスにその間ずっとWiFiがつながるような環境が必要だというふうにも考えますけれども、その点についてはどうですか。

○大臣政務官(奥水恵一君) 今の件でございますが、総務省といたしましては、民間による無料WiFiの整備が期待しにくい文化財、また都市公園等の公共的な観光拠点等につきまして整備を行

う地方公共団体等への支援を実施しているところでございます。

委員御指摘の空港から観光地までの連続したWiFi環境の整備につきましては、観光立国の推進に資するとともに、IoTを支える社会インフラとなることから期待がされており、大変重要と考えております。

具体的な取組といたしまして、例えば、北海道の網走、知床地域において、空港や自然公園等の主要拠点におけるWiFi環境を整備するとともに、それらの拠点を線でつなぐバスにもWiFi設備を設置し、観光客が連続して無料WiFiを利用できる取組を行っているところでございます。

総務省といたしましては、観光庁とともに連携しながら、北海道の事例や、先ほど答弁いたしました事業者の垣根を越えてシームレスにWiFiが接続できる仕組みを全国に広められるよう、無料WiFiの環境整備に引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○横山信一君 ここは期待しているところでありまして、是非取り組んでいただきたいと思っております。網走とか知床は移動距離が非常に長いところですから、バスで拠点から拠点まで移動する間もつながるとするのは観光客にとっては大変に有り難い整備だと思えますし、これが全国各地でつながるような形にしたいと思えます。

WiFi環境の整備が進むにつれて、スマホやタブレット端末での大容量の動画のやり取りが増加してまいります。そうすると、今起きていることとして、商業施設などでは通信が途絶えたり、あるいは遅くなったりということが増えてまいります。

そこで、総務省は、現在のWiFiで使っている周波数幅、これを三百五十メガヘルツから七百メガヘルツに拡大することとしております。この拡大する周波数帯というのは気象レーダーとかあるいはアマチュア無線も使っている周波数帯だというふうにも聞いておりますけれども、この拡大

についての現在の取組状況、これどうなっているか、お伺いいたします。

○大臣政務官(奥水恵一君) 急増する移動通信トラフィックを迂回するオフロードや二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据え、無線LANをつなぎやすくするため、無線LANで利用できる周波数帯の拡大に係るニーズが高まっている、このように認識をしております。

総務省におきましては、この二ーズに対応するために、五ギガヘルツ帯無線LANの屋外で利用できる周波数帯の拡大に向けて、昨年十二月より情報通信審議会において技術検討を行っているところでございます。ただいま御指摘のとおり、具体的には気象レーダーや地球探査衛星などの既存システムとの周波数共有に関して本年秋までに技術的条件を取りまとめる、そういった予定となっております。

総務省といたしまして、この情報通信審議会での議論を踏まえ、所要の制度整備に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

○横山信一君 ちよつと技術的な話だったので難しい話になりましたけれども、なかなかイメージとして分かりづらいところですが、拡大をしているというふうに理解いたします。

次、大臣にお聞きしたいんですが、東京オリパラに向けてインバウンド対策としてWiFi整備というの重要ですが、そのWiFiということだけにとどまらずに、やはり通信環境の総合的な整備というのが求められていくというふうに思います。

昨年十月のTPP交渉の閣僚会合で高市大臣が国際ローミング料金の低廉化ということにも言及をされたというふうにも聞いております。また、訪日外国人観光客が利用しやすいSIMカード、こうした整備も必要だというふうにも考えておりますけれども、これらについて大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高市早苗君) 今、横山委員がおつ

しゃってくださった二点につきましては、訪日外国人観光客の方々が、御自分の携帯電話で手軽に、それから手頃な料金で我が国の通信サービスを利用できるようにするために重要な点だと思っております。

国際ローミング料金の低廉化につきましては、ローミングに係る事業者間の精算料金の引下げについて二国間での協議を推進しております。特にタイ政府との間では、平成二十七年四月に両国の事業者間協議を促進することに合意しまして、現在事業者間の協議が進んでいます。このほか、シンガポール、オーストラリア、マレーシア政府との間で現在事務レベルの協議を行っております。

二点目の訪日外国人観光客向けSIMカードにつきましては、御自分の携帯電話に差し込んで利用することが想定されますので、昨年の通常国会で電波法の改正を行いまして、我が国の技術基準に相当する基準に適合するなどの条件を満たす端末については我が国での利用を可能としました。

それから、三月三十日に公表しました明日の日本を支える観光ビジョンに、二〇二〇年までに、複数国から国際便が乗り入れる全ての空港二十一つ、訪日外国人観光客が訪問される駅、ホテル、店舗など千五百か所にSIMカードの販売拠点を設置するという目標値を盛り込みました。関係団体、事業者とともに、この目標達成に向けた取組を推進してまいります。

○横山信一君 もう時間が来ていますので質問はここまでにしたいと思いますが、今大臣からも御指摘が、御指摘というか答弁がありましたけれども、二国間政策対話というのはこれは非常に大事なというふうにも思っております。今後、国際的なデジタル経済を進めていくに当たっては日本も積極的に標準化に関わっていくかなければいけない、その標準化に向けた日本の働きかけの一つとして二国間政策対話の積み重ねということが重要になってくるんだというふうにも思っておりますので、そうした点も踏まえて今後も努力をしてい

ただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。今日は、三月二十二日の当委員会に質問しました公共図書館の指定管理に関わって伺いたいと思

います。

総務省は、昨年八月に「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」と題する大臣名の文書を発出し、地方自治体に、歳出改革の一環として指定管理者制度などの導入等についてより一層の取組が必要と、指定管理者が参入しやすくなる環境整備などを行うように求めています。

一方、総務省は、二〇一〇年に「指定管理者制度の運用について」と題する文書においては、住民の福祉の増進する目的をもってその利用に供する施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設設置の目的を効果的に達成するために設けられた制度であるとされ、指定管理者制度を導入するかどうか、どの施設に導入するかは地方自治体の自主性に委ねられるとしていますが、確認をしたいのですが、この二〇一〇年の「指定管理者制度の運用について」における考え方というのは今も変わっていないということでしょうか。

○政府参考人(洲上俊則君) お答えいたします。御指摘の平成二十二年の十二月に発出したしました通知におきまして、基本的な考え方として、まず第一に、公の施設の設置の目的を……(発言する者あり) はい。効果的に達成するためということ、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定するという考え方でございまして、この基本的な考え方につきましては、昨年八月に発出した通知におきまして、その内容を十分に踏まえて対応するというところで踏襲しております。

○吉良よし子君 今も変わっていないということでしたね。

もう一点、公の施設を指定管理者に管理させる

ということに関わって伺いますけれども、指定管理者と協定を結ぶ際には、委託する事業と自主事業について明確な区分が定められるよう留意することとされております。この自主事業と委託する事業との違いについてどう考えられているのか、お答えください。

○政府参考人(洲上俊則君) お答えいたします。委託事業と自主事業の関係でございますけれども、指定管理者による管理は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であると認められる場合にはその業務の自主事業も認めることになっておりますが、あくまでも公の施設において自主事業がその施設設置目的を効果的に達成するかどうかといった観点を踏まえまして、各地域の実情に応じて議会の議決においてその業務の範囲が定めらるということでございます。

○吉良よし子君 自主事業も認めるけれども、委託する事業も自主事業も合わせて一体として、先ほどありました公の施設設置の目的を効果的に達成することが前提となっているというお話だったと思うわけです。だから、公共図書館であるならば、図書館のサービスがきちんと果たされている、それが前提だということなわけです。

だから、これから、自治体が指定管理を行う場合、あくまでも、経費削減というだけではなくて、行政サービスの向上や施設設置の目的が達成されるということが前提、同時に、先ほど住民の理解ということもありましたけれども、住民の理解の合意の下、進められなければならないというところは言うまでもないと思うわけです。

ところが、じゃ、実際に指定管理者制度で運営されている佐賀県武雄市図書館の事例を見ると、本間にそうした原則が貫かれているのかということに対して疑問があるわけです。

二〇一三年の四月、ツタヤを全国展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブに管理委託することになった図書館、いわゆるツタヤ図書館の問題です。館内は図書館だけではなくてコピー店や書店、レンタルソフト店が展開されているわけ

ですけれども、それが前面に出てきてしまつてい
ると。さらに、そのリニューアルオープン時の蔵
書の入替えの際には、CCCが当時出資していた
企業から中古の実用書を蔵書として購入する一方
で、廃棄、除籍された書物の中には貴重な歴史、
郷土資料が含まれていたことなどが市民の強い怒
りを買つてゐるわけです。そうした結果、リ
ニューアル後、市外や県外からはコピー店や書
店を目当ての利用者が訪れてゐる一方で、市内の
図書館利用者は減つてゐるということも伺つてい
るわけです。

公共図書館というのは、教育、学術、文化とい
う市民にとって欠くことのできない教育機関なわ
けです。また、図書館法においては、資料等の収
集や整理、保存なども図書館の仕事だとして明記
されております。武雄の場合は、そうした図書館
が果たさなければならぬ役割というものの、図書
館という施設の目的が完全に後に回されてしまつ
てゐる、自主事業の方がこの中で中心になつてし
まつてゐるのではないかと思われるわけですが、
でも、大臣、このようなやり方で公の施設の設定
目的というのは効果的に達成できていると考える
のでしょうか。とりわけ地元市民の利用が減つ
てゐるという点から、CCCのようなやり方は住
民の理解を得られてゐない、図書館というのは指
定管理にはなじまないのではないかと思ひます
が、いかがでしょうか。

○国務大臣(高市早苗君) 具体的な裁判中の事例
についてのコメントは差し控えていただきます
です。

指定管理者制度でございますが、これは公共
サービスの水準の確保という要請を果たす最も適
切なサービスの提供者を議会の議決を経て指定す
るものでございます。先ほど吉良委員がおつしや
いました平成二十二年十二月の通知においても、
「個々の施設に対し、指定管理者制度を導入する
かしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性
に委ねる制度となつてゐること。」と記載をして
おります。

この図書館を含めて、地方公共団体の公の施設
を最も効果的に、また効率的に管理できる方法が
何であるかということとはそれぞれの地方公共団体
の実情に応じて異なると考えています。直営、民
間委託、指定管理者制度などといった事業の実施
方法、それから指定管理を採用する場合の業務の
範囲につきましても、地域の実情に応じて適切に
選択をしていただきたいと思つております。

○吉良よし子君 地方自治体が自主的に、それぞ
れが判断するんだということで、どういうやり方
か、それぞれがお決りになることだというお話な
んですけれども、問題は、こうしたツタヤ図書館
というところが、いわゆるでいいけれども、ツタヤ
図書館が武雄だけじゃなくてもう全国展開されよ
うとしてゐるわけですよ。海老名や多賀城、周南
など、そうして広がつてゐるところがやはり
私、問題だと思つてゐます。

もちろん自主事業という意味で、先ほどコー
ヒー店などの例を挙げましたけれども、もちろん
市民の憩いのための軽食スペース、これがある図
書館というのはそうじゃなくても全国にあるわけ
で、それを私、否定してゐるわけじゃないん
です。でも、それらはあくまでも、知の拠点とし
て、教育機関としての役割を図書館が果たしてい
るという前提に立つた上でのことなわけですよ。
商業施設の中に図書館という名の貸本スペースが
設けられてゐるという形では、公の施設目的、
先ほど水準確保ということをおつしやられていま
したけれども、それを達してゐるとは言えないと
思ふわけです。

例えば、武雄と同じくCCCに委託された多賀
城の図書館のコンセプトを見てみると、食事もお
酒も楽しめるスペースづくりがうたわれてゐるわ
けです。いつから教育機関であるはずの図書館が
食事もお酒も楽しめるような商業スペースとなつ
てしまつたのでしょうか。

私、この間、長年図書館で働いていた方からお
話を伺つたんです。そもそも図書館とはどうある
べきかと。そもそもは持ち寄り文庫などが発祥の

図書館であり、だから、図書館の財産である蔵書
というのは市民の共有の財産なんだ、それを市民
の税金で維持管理して、そして誰もがその知識を
享受できるように図書館とは無料サービスを基本
としてゐるわけですよ。こういう成り立ちから見
れば図書館というのはそもそも利潤追求とは相入
れないんだという話なんです。

そして、働いてゐる皆さんが強調されてゐたの
が、図書館で大事なものは、その地域で二十年後
にも読まれる蔵書をつくることなんだというお話
なんです。とくに廃刊になつてしまつたような古
い本、これを孫に読ませたいと言つて来る利用者
さんがあるとか、郷土史の資料を探しに来る利用
者さんがあるとか、そうした利用者のために普通
の本屋には売つてゐない資料も蔵書として保管す
ること、二十年、三十年、地域に根付いた知の
拠点としての図書館の役割が果たせるということ
を言つておられた。そうした蔵書づくり、知の拠
点としての役割がいゆるツタヤ図書館では後回
しにされてしまつてゐるのではないですか。

それは、武雄において市民の利用が減つてゐる、
その事実を見ても明らかではないかと思つてゐ
ます。

こうした経過の中で、先日は小牧市で住民投票
が行われて、CCCに図書館の管理を委託しよう
という計画に市民が住民投票でノーの審判突き付
けたわけですよ。

市民だけじゃないわけです。三月二十二日にこ
の問題で伺つたときに、総務省からは、図書館を
含みます社会教育施設につきまして、地方公共団
体からは、教育機関、調査研究機関としての重要
性に鑑み、様々な意見がありまして、結果とし
て、実態としては、現在のところ、指定管理者制
度の導入が余り進んでゐない状況でございますと
の答弁があつたわけですよ。

各自自治体において図書館の指定管理制度の導入
が余り進んでゐないという状況、これこそが、
私、図書館は指定管理になじまないという自治体
からの結論だと思つてゐますが、その点いかがで

しょうか、大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 三月二十二日のこの委
員会でも答弁をさせていただきました。地方団体
の御意見も含めた課題を踏まえながら、今後、地
方団体や関係省の御意見も伺ひながら、二十九
年度以降のトップランナー方式の導入について適切
な検討をしてまいりたいということを私は申し上げ
させていただきます。

そしてまた、住民の皆様を代表される議会の議
決によつて、これも先ほどお話をしましたが、そ
の議会の議決を経て指定管理者制度というのは公
共サービスの水準の確保という要請を果たす最も
適切なサービスの提供者を指定するというもので
ございます。多くの住民の皆様が御意見が議会の
議決という手続をもつても反映されるものである
と思つております。

また、個別の業務の性質や団体の規模、置かれ
てゐる状況というのは様々ですから、総務省とし
て、一律に民間委託してくだされとか指定管理者
制度の活用をしてくだされとかを地方公共
団体に対して強制する考えはございません。

○吉良よし子君 検討されるというわけですが、
でも、私、多くの自治体で図書館が指定管理を導
入してゐない、ここで結論は出ていると思つてゐ
ます。議会の議決が住民の声だと言ひますけれど
も、先ほどあつたとおり、住民投票でその計画
が覆されてゐる小牧の事例もあるわけですよ、実
際に導入されてゐる武雄では市民の利用が減つて
ゐる、そうした点でもう結論は出ていると思つて
ゐます。そういう中でトップランナー方式の導入
などを検討していくという在り方は私違ふと思つ
てゐます。そうじゃなくて、もうきつぱりそれは
図書館を外していくということがあり得べきだ
と思つてゐます。

もう時間がなくなりましたので伺ひませんけれ
ども、今日資料をお示ししております。総務省
は、こうした図書館も含めて民間委託や指定管理
者制度の推進や活用がどれだけ進んでゐるのか、
見える化施策を実施するとしてゐる中で、その公

表について統一した様式を今示しているわけですが、それがお配りした資料なわけですから、その中にはもう図書館というものが例にされているわけですね。そして全国平均と比較されて、日本地図での一覧化も例示されていると。もうこうやって例示されてしまえば各自自治体はやらなければならないのではないかと思うわけですが、一律に強制するわけではないというわけであるのならば、こうした見える化のようなやり方で自治体に圧力掛けるようなやり方はやるべきであり、このことを強く申し上げまして、質問を終わります。

○片山虎之助君 順次質問いたします。
まず、最初は臨財債についてなんですが、もう御承知のように、折半ルールというのがありまして、地方財政でどうしても財源不足が出たときは、国と地方が折半して、国は赤字国債を出して交付税に特例加算する、地方の方は臨財債、臨時財政対策債という赤字地方債を出して収入を得ると、こういうことなんですが、今までずっと、始まったのは平成十三年度からなんです、ずっと今日まで来たんですね。

ところが、このところ、景気が良くなったといううか税収が上がってきて、どんどんどんどん財源不足額減っているんですね。来年度は何か五千億になつていくんですよ。ということなんです、そこで恐らくそういう議論が出たと思うんですが、四月七日か何かの財政制度審議会で、ほぼ地方財政は良くなつてきたと、これから財源余剰が出るので、そうなつたら、国の方が債務が大きいので国の債務の縮減の方に回してもらおうと。それは言い換えれば、地方交付税の減額論なんです、簡単に言うと、国の立場から言うところ。

これは、しかし、実際はおかしなんで、来年度の臨財債は、臨財債というか、財源不足額は五千億なんです。ところが、元利償還も臨財債でやっているんですよ、交付税特会。これが三兆三千億あるんですよ。それ、ずっとこれを積み上げる

と残高の合計は五十二兆になる、五十一兆七千億が何かに変わるわけなんです。そこで、もう地方はお金有余り出したんだから、恐らく平成二十九年度は財源不足がなくなるかもしれないので、あとは国の方の金にしろという発想は私は大変問題だと思つて、ただ、新聞報道、それが正確かどうか分かりませんよ。だから、財務省の政務官に、そのときの財政審がどういう議論だったんですか、簡潔に教えてください。

○大臣政務官(中西祐介君) 片山虎之助先生にお答え申し上げます。

御指摘の四月七日の財政審におきましての事実関係を御話しさせていただこうと思っておりますが、今後の地方税収の増加を背景に、仮に折半対象財源が解消してフローベースの財源余剰が生じた場合の対応について御審議をいただいたことは事実でございます。

その上で、内容についてなんですけれども、この審議の中においては、財源余剰分については、二〇二〇年度の国、地方のプライマリーバランスの黒字化、この目標を着実に達成する観点からは、地方のプライマリー歳出の積み増しに消費していくということのみではなくて、国、地方のプライマリーの改善に着実に進めていく必要があるという指摘が一つございました。その際に、これまで地方の財源不足が生じた場合には、それに対して、地方のみならず、国もこれまで特例加算や別枠加算の形で負担してきたという経緯もございまして、同時に、国が引き続き多額の特別国債を発行せざるを得ないというこの状況もありますので、地方以上に厳しい財政状況にあるという認識も示されました。

こうしたことを考えましたときに、フローベースでの財源余剰が生じた場合には、これを地方の債務縮減に充てるだけではなくて、国の債務縮減にもつなげていくべきではないかという考え方を示されたところでございます。

○片山虎之助君 まあ新聞報道は大体正しいね、それじゃ。その考え方は私は間違いないと思うんで

すが、総務大臣、いかがですか。

○国務大臣(高市早苗君) この見解は、今おっしゃった見解は不適当だと私も思います。折半対象財源不足につきましても、これは財政健全化に向けた地方の懸命な努力によって平成二十八年度には〇・五兆円まで縮減していますけれども、地方財政においてまだ五・六兆円もの巨額の財源不足が生じています。そういう状況ですから、折半対象財源不足の解消をもつて財源余剰が生じているというような見解はとんでもないと思っております。

それからまた、臨時財政対策債の発行残高が増加しておりますので、平成二十八年度末には五十二兆円程度となる見通しでございますから、この圧縮も図らなければなりません。地方団体からもこうした御趣旨の多くの御意見が寄せられております。

さらに、二十七年末に約三十三兆円の残高を有する交付税特別会計借入金についても、平成二十三年度に法定した償還計画に基づいて着実に償還を行っていくことが必要であります。

こういった状況を踏まえまして、折半対象財源不足が解消したからといって国の債務縮減に充てるという主張は到底受け入れられるものではありません。また、地方の財政健全化の成果を国の債務縮減に充てるといことは、かえって地方団体の財政健全化に向けた努力に水を差すことになると考えますので、政務官におかれましては是非審議会にお伝えをいただきたいと思っております。

○片山虎之助君 中西政務官、あなたは徳島県が何かのはずんで、あそこ貧乏よ。

とにかく、財源余剰なんという発想、それを国に回すというそういう発想は、まあ財政審だからやむを得るところがあるのかもしれないけど、それは改めてもらいたいと思いますので、財務省の中で頑張ってくださいよ。財務省の言うとおりにならぬでいいんだよ、事務方の。是非よろしくお願ひします。

それで、次は、税が、大分税制が良くなつてき

ただけど、一、二やつぱり問題が残っているの

一つは、個人住民税というもののウエイトが上がってきているんですよ。所得税から住民税に税源移譲をやつたんですよ、そういうことで上がっているんだけれども、これが過年度なんですよ。前年度の所得に次の年度に税金を取るようなことになっている。ところが、所得税はその年度に取る現年課税なんですよ。これを改めないと私はやっぱり困ると思う。ところが、実際は、特別徴収義務者という中に入っている企業の人の手間が大変なんですよ。

しかし、そうはいっても、マイナンバーは始めて、ICTもこれだけ進んで、しかもその所管の総務省が住民税も所管しているわけで、私はこれを現年課税に改めるべきだと思いますが、まず事務方が答えて、大臣、お願いします。

○政府参考人(青木信之君) お答え申し上げます。

今委員から御指摘いただきましたように、個人住民税の現年課税化との関係で一番大きな課題が特別徴収だと思つています。今まで各企業は、従業員が住んでいる市町村からいただいた通知に基づいて六月から天引きをして、その市町村に納めればそれで完結していたのを、一月から簡易な計算で天引きをしていくって、年末調整をして、そして年末調整をする際に、その従業員の人が住んでいる市町村は均等割とかの数字も違いますので、正確にそこをやらなきゃいけないと、こうなるわけでございます。

そこで、そうした議論について実務者も入った検討会を総務省に設けて議論してきましたが、なかなか企業側からは、責任も増える、事務も増える、なかなかそういう声がございまして。

確かに、マイナンバー入りますと個人住民税の仕事自体は効率化も進みますし正確になります。が、この特別徴収の問題に関してはマイナンバーが入ったから解決もできるということでもない中で、しかし、今御指摘いただきましたように、で

きる限り所得と近接をして税負担をいただくのが妥当じゃないかと、その視点も踏まえながら、どうしたらこれが可能となるのか、実務担当者としてはこれは悩みながら検討を進めているところでございます。

○片山虎之助君 いや、それ前の年度の所得だから、辞めたりした人は大変なのよ、辞めて収入がなくなったときどきと前の年度の税金が来るのですね。これはやっぱり所得税とそろえなきゃいけませんよ。所得税は均一だから、それは、地方税はそれはしょうがないのよ、地方団体ごとに税率が違ったり、住所が違うんで手間が大変だった。

しかし、それを乗り越えなきゃいかぬので、理解を深めてくださいよ。特に、私、中小企業を中心に経済界だと思いますけど、どうですか、もう一度。

○政府参考人〔青木信之君〕 御指摘のように、この点について特に慎重な意見をいただいているのは商工会議所等、中小企業を担当する側でございますので、そうしたところの、しかし、現場の理解も得ていただかなきゃいけないということもありますので、そこも含めて検討していかなければいけないと思っております。

○片山虎之助君 それから、大きい企業なんかでもう一つ分割基準というのがあるでしょう。これをどう分けるか。平成十七年に、これは従業員の数だったものを事務所の数を加えたんですよ、それで折半にしたんですよ、その方が合理的だというので。あれから十一年でしょう。もう企業の在り方も営業所やなんかの在り方も、無人になったりフランチャイズになったり、訳が分からなくなってきたいるんですよ。もう一遍見直さないと不公平になると思うよ。むしろ、やっぱり大きいところは得するかもしれない、大都市圏や東京や。

それについてはどうですか。地方、分割基準の見直しをやる。どうやるかというのは大変難しい。大臣、どうですか。

○国務大臣〔高市早苗君〕 この税源帰属の適正化を図る観点から、社会経済情勢等の変化に対応してこれまでも見直しが行われてきていますが、今、片山委員おっしゃっていただいたとおり、直近の見直しが平成十七年度改正で、これから約十年が経過しております。

与党の平成二十八年年度税制改正大綱でも検討課題の一つとされています。ですから、前回の見直し以後、インターネットを利用した取引などの増加ですとか業務の一部子会社化など、企業の組織再編に伴う事業活動の変化といった社会経済情勢の変化がございますから、見直しの必要性も含めて、法人などの協力を得ながら法人の事業活動の実態把握を進めていくということにまず着手して、今後検討を進めていきたいと考えます。

○片山虎之助君 時間がなくなりましたので次に行きますが。

私どもは教育の無償化ということを今提案しているんですよ。教育の格差が経済の格差につながる、またそれが教育の格差に連鎖すると。やっぱりどこかでこれを断ち切るには、経済的な理由で教育に格差が出ないように、教育が受けられないようなことはやめよう。そのためには、就学前の保育所や幼稚園から含めて、大学、大学院までの教育の無償化をしらどうかと、できればそれを憲法改正の中で憲法の中に書きたい。今書いていますよね、義務教育は無償にすると。ああいうふうの中に書いていくわけですよ。学校教育は公が支配するんだから、これは無償化でいんだと、経済的理由で差別しないと、こういうことを憲法にも根拠を持って大きい政策としてやっていこうと考えているんですよ。

そこで、文科省にお伺いしますけれども、教育の無償化するのにどのくらい金が掛かりますか。

○大臣政務官〔堂政茂君〕 答弁の機会を与えていただき、ありがとうございます。

一概に無償化の額は申し上げられませんが、対象範囲によってちよつと変わってきますので。例えば、三歳から五歳児の幼稚園 保育所、認定こ

ども園の保育料として約七千億円。それから、公立、私立学校の授業料、これは就学支援金の対象になっていきますが、この対象外の人、九百十万円以上の方を含めると追加として約三千億円。それから、国公立、私立大学の学生納付金としては三兆一千億円。これを合わせますと、約四兆一千億円が追加的に必要となると見込まれます。

○片山虎之助君 まあ、これは大きな話で大問題なんですけれども、一番の問題は、財源の捻出をどうするかということにまず要りますよね、国民が納得するように。

私どもは、我が党は身を切る改革と言っているから、国会議員や公務員を中心にした人件費のカットとか、まずは国の地方出先機関で要らないものをなくしたらどうかということをやっておりますけれども、それはそれとして、もう時間がないからその質問はしませんが。

もう一つ、税を充てるとすれば相続税じゃないかと。相続税というのは伸びているんですよ。これは何度も言いました、私はこの前この委員会だったか何かで、交付税の原資にしたらどうかということをやりましたけれどもね。酒税が入っているんだから、昔は所得税、法人税、酒税だったんですよ。ところが、今は酒税を抜いているんですよ。油は別ですよ、自動車関係はちよつと除くんですよ、これは別の税源配分がありますから。今は相続税なんですよ、約二兆円なんです。これを、やっぱり相続財産の多寡が教育格差につながっているよ。

だから、それをどうやってこの相続税を財源にしていくなかということが私は大きな課題なので、相続税の状況について、中西政務官、何かありますから言ってください、相続税について。

○大臣政務官〔中西祐介君〕 相続税の状況についてとということでございますけれども、片山先生御指摘のとおり、平成二十二年以降は順次伸びているところがございます、足下、二十八年度では一・九兆円の税収が確保されるという見込みでござ

います。

ただ、やはり教育については恒久的な財源を当て込むべきだという議論もございますので、その辺は慎重に議論しながら、どんな家庭であつても極力教育に対しての国のサポートができるような形での議論をしていきたいと思っております。

○片山虎之助君 これは大きな問題として、私、相続税だけで十分だと思いませんよ。どこまでこれを手当てするかというのがありますからね、政策として。完全な無償なのか、学校の範囲もありますよね。もういろんなことがあるので、そういうことを総合的に検討しなきゃなりませんけれども、そういうことも併せて、相続税の在り方について、使途について財務省には検討していただきたいし、文科省には、堂政政務官、ありがとうございます、文科省にせつかく行かれたんだから、教育の無償化に頑張ってください。

終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

今日は、先般の地方交付税、地方税法等の一部改正案の審議の際に総理にも質問をいたしました、非常勤職員の処遇問題について改めて質疑をしたいと思います。

政府から、一億総活躍社会であるとか、あるいは同一労働同一賃金、あるいは最低賃金の引上げなどという言葉が次々と出てくるわけですが、しかし、やっぱり多くの国民の皆さんはもう半信半疑でそのスローガンを聞いている、こういう感じじゃないのかという気がします。特に自治体の非常勤職員の人たちは、そのようなスローガン、絵空事に聞こえてしょうがない、こういうことではないかという気がいたします。

もちろん、総務省もこれまで非常勤職員の現状を是としていくわけではありませんから改善に努力されてきたことは認めるわけですが、また、組合の働きかけもあり、処遇改善に努められてきたことはそのとおりですけれども、その一つが二〇一四年に発出された公務員部長通知なわけでしょうけれども、この公務員部長通知発出の背景につ

いて改めてもう一度お聞きをしておきたいと思
います。

○政府参考人(北崎秀一君) お答えします。

臨時・非常勤職員の任用や勤務条件につ
いて、地方公共団体の制度の趣旨、勤務の内容に
応じ責任を持って確保したくべきものと考えて
おります。

総務省としては、地方公共団体における
臨時・非常勤職員の任用それから勤務条件につ
いて平成二十一年の四月に通知を发出してお
りました。そして、留意すべき事項についてお
示しをいたしました。

しかし、その後数年が経過して、一つは、
地方公共団体において行政ニーズの多様化に
臨時・非常勤職員の働く場がこれまで以上に
拡大し、その数も増加傾向にあること、また二
つ目は、臨時・非常勤職員の任用、勤務条件に
関する法令改正等が行われたことに加えて、
任用、勤務条件について二十一年に出した通
知の趣旨がいまだ必ずしも徹底されてい
ない実態が見受けられましたことから、制度の趣
旨、勤務の内容に応じた任用、勤務条件が確保
できるよう、二十六年の七月に通知を发出し
たところでございます。

総務省としては、この通知に基づき臨時・
非常勤職員の制度の趣旨を踏まえた適切な運
用が行われるよう、引き続き助言をしてまい
りたいと思っております。

○又市征治君 問題はその実効性です
よね。

昨年六月の委員会でお聞きしたこと
と同じことを答えたと思うんだけど、この一
四年通知でどの程度臨時・非常勤職員の
処遇が改善されたのかと昨年聞きました。
丸山政府参考人は、通知はまだ周知徹底の
段階だが、二〇〇八年と二〇一二年の調査
では通勤費相当分の費用弁償をしてい
る市町村が四百四十二団体から五百五十七
団体へと増加をした、これは二〇〇九年通
知に対して一定の対応が取られた結果だ、
こういうふう述べてはいたわけですが、
確かに一定の改善を行っている

自治体もあるんだけど、まだまだ対応して
いない団体が多いということだと思いま
す。

なぜ多くの団体が通知に対応していない
のか、総務省はそのことについてどのよう
に把握しているのか、また、それらの団
体に対してどのような助言を行っている
のか、お伺いをします。

○政府参考人(北崎秀一君) 総務省とし
ては、先ほど申しましたように、二十一
年の通知の趣旨が必ずしも徹底されて
おりませんでしたので、二十六年、改
めて通知を发出しました。

各地方公共団体においては、この通知
で示した留意事項等を踏まえて、現行の
任用、自分たちが行っております現在
の任用の取扱いを再度検討した上で、
それぞれの実情に応じて必要な対応を
検討していただいているものと承知して
います。この検討に当たりましては、多
様な職場の実態であり、また職務内
容などを把握した上での課題の洗い出
しを行ってその後の在り方を決定する
必要がございます。またその過程にお
きましては、職員の方を含めた関係各
方面との様々な調整が必要となります
ために一定の期間をどうしても要して
いるものと認識をしております。

私も総務省としては、二十六年の通知
の趣旨内容について、地方公共団体に
対し更に周知徹底を図りますとともに、
適切な時期に取組の進捗状況について
フォローアップを行い、臨時・非常勤
職員の必要な勤務条件の確保に取り
組んでまいりたいと考えております。

○又市征治君 もう今やこの臨時・
非常勤の職員の問題、自治体では六十
万人以上いる、ここまで広がってしま
ったということなわけで、同時に、こ
の処遇改善問題、後ほどまた触れま
すけれども、社会的な問題になってい
るわけですね。

そういう意味で、これは急いでや
つぱりやってもらわにゃいかぬ。二〇
一二年に調査をやられたようだから、
改めて全国的な調査をする、同時に
今あなたがおっしゃったような中身
をしっかりとやつぱり周知徹底をして
いく、その後起こっ

てきている問題なども含めて周知徹底
を図っていく、こういうことが必要だ
と思いますが、調査改めてやるつもり
ございませんか。

○政府参考人(北崎秀一君) 臨時・
非常勤職員の実態調査は、これまで
必要に応じて、平成十七年、平成二十
年、それから先生御指摘ありまし
た平成二十四年の三回実施をして
きております。

次回行います調査におきましては、
先ほどの、二十六年七月に私も出
させていたいただきました通知を受
けた各地方公共団体の取組状況の
把握を主な目的とさせていただきます
と考えております。

平成二十六年七月の通知を受けた
地方公共団体における検討は、各
方面との様々な調整が必要となり
ますため、どうしても一定の期間を
要しておると見ております。このた
め、今後の地方公共団体の取組状
況をひとつ見極めるとともに、適
切な時期に調査を実施して取組の
進捗状況についてフォローアップ
を行って、臨時・非常勤職員の
必要な勤務条件等の確保に取り
組んでまいりたいと考えてお
ります。

○又市征治君 四年たっているわけ
ですからね。是非、全国的な調査、
その間に、それこそさっき冒頭
に申し上げたように、政府も同一
労働同一賃金とまで言い出してい
る、こういう状況がある中で、依
然として全く通勤手当さえも出
していない自治体というのがあ
るわけですよ、まだ。だから、
そういうことを含めて、是非、
全国的な調査をやるように強く
求めておきたいと思いま
す。

次に、大臣にお伺いしますが、総
理との質疑でも取り上げたわけ
ですが、この二〇一四年のせつ
かの通知だけでも、この限界も
一面では明らかになってきてい
るというのが大分県の中津市の
非常勤職員退職手当支給請求事
件に対する昨年十一月の最高裁
判決だった、こういうふうに思
うわけですね。

この原告は、中学校の図書館司
書として勤務日数及び勤務時間
は同校の常勤職員と同じで三十
三年間働いてきたという人です
ね。退職に当たって原告は、市
に対して、市の退職手当条例に
基づい

て約一千九十万円の退職金の支
払を求めたわけですが、訴えた
わけですが、地裁段階では、原
告が特別職の職員であること
から条例の適用を受ける職員
に当たらないとして請求は棄
却。他方、高等裁判所へ移つて、
ここでは原告が正規職員と同一
の条件で勤務していたことを重
視して、市に退職金の支払を命
じた。ところが、これが、市側
が最高裁に上告をして、最高裁
では、勤務時間などが常勤職員
と同一であっても採用の形態等
から退職金の支払対象ではない
特別職に当たるという理由から、
この原告の請求を退けた。全
くゼロ。

高市大臣、労働の実態ではなくて、
こうした任用の形態、任命権者
が勝手に同じ仕事を、一般職員
と同じことをさせているのに、
あなたは特別職だと言っただけ
でこういう格好になる。まさに、
先ほど申し上げたように、同一
労働同一賃金を訴えるようなこ
の安倍政権の下で、こんな全く
これと矛盾したようなことが最
高裁の判決で起こってくる。や
つぱり、これ法なり条例に問題
がある、ということになるんだ
ろうと思うんですが、この受け
止めも含めて、いかがでしょう
か。

○国務大臣(高市早苗君) 最高裁
の判決への受け止めということ
で、大変難しい御質問なんです
が、被告人は、中津市の規則に
よって、地方公務員法第三条第
三項第三号の特別職として設
置する旨が定められていた三
光教育センター嘱託員等として
任用されていたということ、
これを踏まえると、中津市は、
被告人が任用された職を特別職
として設置する意思を有し、
それを前提とする人事上の取
扱いをしていただと認められ、
被告人は特別職の職員に当た
ること、また、特別職である市
長、副市長を対象とする中津
市特別職の職員の退職手当に
関する条例が別に制定されて
いること、さらに、改正経緯な
どから、中津市職員の退職手
当に関する条例は特別職の職員
を適用対象とされないものと
解釈すべきであるということ
から、被告の方が退職手当の
支払を請求することは

できないと判示したと、そういう認識でござい

しかし、地方自治法では、条例で退職手当を支給することができるとされていて、これは一般職、特別職を問わないものでございます。特別職の職員のうち、例えば職務の内容が一般職の職員と同一と認められるような職や、勤務管理や業務遂行方法において労働者性の高い職については本来一般職として任用されるべきという助言を総務省は行つてまいりました。

地方公共団体に對しましては、引き続き、この制度の趣旨、それから勤務内容などに応じた任用、処遇を行うように助言をしてまいります。

○又市征治君 今大臣がおっしゃったように、行政側として最高裁を批判するわけにもいきませんからそういう御答弁になるんでしようけれども、最高裁は極めて形式的な判断をしたというふうに言わざるを得ないということだと思ひますけれども、やはり労働実態から見て任用形態が誤つてゐるわけでありますから、そのしわ寄せを一方的に労働者に寄せているこういう状況、そういう判断がなされることを避ける努力をやつぱりすべきだと思ふ。

三十三年間も常勤の職員と同様の勤務をしながら退職金が支払われない労働者が現に存在をする、こんなこと許されるわけじゃないでしょう。もし我々の中で、自分の家族あるいは親戚で、このようにな三十三年間も働いて退職金ゼロ、おまへは特別職だったからなんてことを言われて黙つておられるのかと。それが当たり前の常識だろうと思ふんです。

だから、この二〇一三年に我が党も含む当時の野党六党が、地方自治体の非常勤の職員のうち勤務形態が常勤の職員等に準ずる者に対して、常勤の職員等と同様に、時間外勤務手当や期末・勤勉手当あるいは通勤手当等の各種手当を条例によつて支給できるようにする地方自治法改正案を共同でこの参議院に提案をしたんです、この委員会に。しかし、残念ながら、与党の賛成を得られま

せんでした。条例の制定又は改正で手当が支給できるようにすることであつて、地方自治の本旨に反するわけでも全くない、こういうことですから、なぜこのような内容の地方自治法の改正に総務省が消極的なのか、どうも私は解せない、こういうことでありますし、是非、大臣、前向きな検討を行つていただきたいと思います、この点についての御見解を伺います。

○国務大臣(高市早苗君) そうですね、先ほど部長からも答弁しました平成二十六年七月の通知を受けた取組ですね、これについて調査を行うということ、各方面、職員団体や議会などとの調整が必要で一定の期間を要するからということでございますし、事態をしっかりと把握した上で、今委員がおっしゃった件についても検討しなきゃいけないと私は考えます。

ですから、立法措置というよりも、通知で示している事項についてなるべく早く今後の取組状況も見極めつつ必要な調査を行ひまして、臨時・非常勤の職員の方々の必要な勤務条件などの確保に向けた取組を総務省としても進めてまいりたいと思ひます。

○又市征治君 大臣から一定前向き、局長、是非早急に調査をやつてくださいます、今大臣からあつたように、早くやらないと、こういう人たちがまだ次々出てくるわけです。この間も年度末だったわけだ。

そういう、言つてみれば、政府が同一労働同一賃金と言ひながら、そのお膝元の公務職場でこのような差別待遇がまかり通るようでは、政府の本気度そのものが問われるということでもあるわけですから、早くもう自治法、自治法の改正をすれば私は一番いいと思ひけれども、しかし、条例改正などを含めて実態としてこのことがなくなるようには是非努力いただくと重ねて要請をして、今日の質問を終わりたいと思ひます。

○主濱了君、生活の主濱了であります。早速質問に入ります。

まず、東日本大震災からの復興ということで伺いたいと思ひます。本委員会では何回か取り上げておりまして、長島副大臣にも何回かお越しいただいたと、こういう問題でございします。

東日本大震災で中心市街地が本当に壊滅的な打撃を受けた陸前高田市、最近大型のベルトコンベヤーを使つて中心部を十メートルかさ上げしたと、こういうことでございします。これが完了いたしました。ただ、まだ道路部分が十メートル下に

あるわけですね。これから商店街であるとか住宅が建つていく、まだまだ掛かると、こういうことで、復興庁あと五年なわけですけども、どうも五年では収まりそうもないと、こういうことであります。

今お話し申し上げましたように、復興庁は設置法で三十三年の三月三十一までと、あと五年足らずですね、これしか存在をしない、そこで廃止をされると、こういうことなんです、三十三年の四月一日以降どのような形で復興が進められるのか、まず伺いたいと思ひます。

○副大臣(長島忠美君) お答えをさせていただきます。

復興庁の今後の組織の在り方については、様々な報道、要望がなされていることは承知をしております。現時点では政府として具体的な検討はしておりません。また、現在はそのような議論を進めるべき時期ではないと考えています。

被災地の復興については、発災から五年を迎え、高台移転や災害公営住宅などの住まいの復興や産業、なりわいの再生など被災者の生活再建も着実に進んでいるところであります。他方で、復興・創生期間としての次の五年間を展望すれば、長期避難者への心のケアやコミュニティ形成等への支援、東北の観光復興に向けた取組や、原子力災害被災地域を中心とした生活再建、産業、なりわいの再生等全力で取り組むべき課題は山積をしております。現在はまずこれらの分野で一つ一つ実績を積み上げていきたいと考えているところで

もちろん、復興庁の設置期間は平成三十二年度末までとされていることから、被災地の復興の進捗状況等を踏まえ、今後適切な時期にそれ以降のことをにらんだ議論をしなければいけないと考えているところでございします。

○主濱了君 復興に当たりましては、新たに地元負担が求められております。私は、この地元負担については不十分な制度であると、こういうふうなお話をして、この制度は取り入れるべきではないと前回もお願ひをした経緯があるわけであり

す。その理由というのは、軽微な被害の市町村は、これは全く地元負担なしで完了してしまうわけですよ。ところが、深刻な被害を受けた市町村こそ長い時間掛かつて、そこで地元負担が出てくる。これはもうまさに不十分な制度であらうと、こういうふうな観点からお話をさせていただいたわけですが、地元負担について実際どういう内容になっているか、まずお知らせをいただきたいと思ひ

ます。

○副大臣(長島忠美君) お答えをさせていただきます。

復興・創生期間においては、自治体の自立にかなげることや他の自治体との公平性を勘案し、復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業は引き続き自治体負担をゼロとした上で、ごく一部の事業についてごく一部の負担をいただくこととさせていただいたところでございします。自治体負担の割合については、通常の災害時の復興事業と比較して大幅に軽減をし、自治体の財政負担に十分配慮をさせていただいたつもりでございますし、導入に際しては三県知事から一定の理解は得られているというふうな認識をしているところでございします。

今回の負担により個々の被災団体の財政運営に大きな支障が生ずるものではないと考えているところでございします。是非御理解を賜りたいと思ひます。

○主濱了君 次は、総務大臣に伺いたいんですけ

そうした中で、総務省におきましては、基幹集落、ただ一つの集落だけではなくて、集落ネット

ワーク圏を形成いたしましたして、日常生活支援機能
を確保いたしましたして、地域産業を振興するとともに
に御支援を申し上げていきたいと。それから、平成
二十八年度につきましましては、高齢者の生活支援
等の地域の暮らしを支える仕組みづくりに対しまし
て、地域の生活や暮らしを守るための組織であ
ります地域運営組織の持続的な運営等に必要経
費を新たに地方財政計画で計上していたところで
ございます。

先生、先ほど二点目として、そうした危機感と
いいますか打撃に対するそうした認識はというふう
なお話がございました。もちろん、今お話をさ
せていただきましたように、いろいろな要因にお
いて、日本における、全国における過疎地域の過
疎化の進行というものの厳しさあるいは著しさとい
うものの認識は共有をしているところでござい
ます。

よろしく願いいたします。

○主濱了君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(山本博司君) 本日の調査はこの程度に
とどめます。

○委員長(山本博司君) 次に、国立研究開発法人
情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業
実施円滑化法の一部を改正する等の法律案を議題
といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。高市総務
大臣。

○国務大臣(高市早苗君) 国立研究開発法人情報
通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施
円滑化法の一部を改正する等の法律案につきまし
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

高度情報通信ネットワーク社会の形成に寄与す
るため、国立研究開発法人情報通信研究機構の業
務の範囲に、その研究に係る成果の普及として行
うサイバーセキュリティに関する演習その他の
訓練の業務及びインターネット・オブ・シングス

の実現に資する新たな電気通信技術の開発又はそ
の有効性の実証のための設備を他人の利用に供す
る事業に対する助成金の交付の業務を追加するな
どの措置を講ずるほか、電気通信基盤充実臨時措
置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来
に伴い、同法を廃止する必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説
明申し上げます。

第一に、国立研究開発法人情報通信研究機構の
業務の範囲に、その研究等に係る成果の普及とし
て行うサイバーセキュリティに関する演習その
他の訓練の業務を追加することとしております。

また、総務大臣が機構の当該業務に関する中長期
目標の策定、変更などをしようとする際にサイ
バーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければ
ならないこととしております。

第二に、機構は、平成三十四年三月三十一日ま
での間、インターネット・オブ・シングスの実現
に資する新たな電気通信技術の開発若しくはその
有効性の実証のための設備を他人の利用に供する
新技術開発施設供用事業又は情報を大量に記録し
高速度で送受信することが可能な電気通信設備を
その設置を誘導すべき地域に設置して他人の利用
に供する地域特定電気通信設備供用事業を実施し
ようとする者に対し、当該事業に必要な資金に対
する債務保証及び助成金の交付の業務を行うこと
としております。

第三に、電気通信基盤充実臨時措置法附則第二
条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法
を廃止することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととし
ております。

なお、この法律は、一部の規定を除き、平成二
十八年五月三十一日までの間において政令で定め
る日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要
であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りま
すようお願い申し上げます。

○委員長(山本博司君) 以上で趣旨説明の聴取は
終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日
はこれにて散会いたします。

午後零時三十六分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立研究開発法人情報通信研究機構法及び
特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部
を改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特
定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を
改正する等の法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び
特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一
部を改正する等の法律

(国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部
改正)

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構法
(平成十一年法律第六十二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十四条第一項中第十二号を第十三号とし、
第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、
同項第七号中「第一号」を「前号に掲げるもの
のほか、第一号」に、「前号」を「第六号」に改め、
同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の
一号を加える。

七 第一号に掲げる業務に係る成果の普及と
してサイバーセキュリティ(サイバーセ
キュリティ基本法平成二十六年法律第百
四号)第二条に規定するサイバーセキュリ
ティをいう。)に関する演習その他の訓練を
行うこと。

第十九条中「第十四条第一項第九号」を「第十
四条第一項第十号」に改める。

第二十三条を次のように改める。
(中長期目標等に関するサイバーセキュリティ

ティ戦略本部の意見の聴取)

第二十三条 総務大臣は、通則法第三十五条の
四第一項の規定により中長期目標第十四条
第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯す
る業務に係る部分に限る。)を定め、又は変更
しようとするときは、あらかじめ、サイバー
セキュリティ戦略本部の意見を聴かなければ
ならない。

2 総務大臣は、通則法第三十五条の五第一項
の規定による中長期計画(第十四条第一項第
七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に
係る部分に限る。)の認可をしようとするとき
は、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略
本部の意見を聴かなければならない。

附則第九条第二項中「当分の間、電気通信基
盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第
六条」を「平成三十四年三月三十一日までの間、
通信・放送開発法附則第五条第一項」に改め、
同条第三項中「電気通信基盤充実臨時措置法(平
成三年法律第二十七号。以下「電気通信基盤法」
という。)」第六条第一号を「通信・放送開発法附
則第五条第一項第一号」に改め、「並びに第二十
二条第一項第一号及び第六号」を削り、「(電気
通信基盤法第六条第一号に掲げる業務に限り、
これに附帯する業務を含む。)」と、第十七条第
一項「を」と、第十七条第一項「に、」及び
附則第九条第二項に規定する業務(電気通信
基盤法第六条第一号を「同じ。及び附則第九
条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附
則第五条第一項第一号)を「同じ。及び附則第九
条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附
則第五条第一項第一号及び第六号中含む。)」と
あるのは含む。及び附則第九条第二項に規定
する業務(通信・放送開発法附則第五条第一
項第一号に掲げる業務に限り、これに附帯
する業務を含む。)」を加える。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第二条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

(実施指針等の特例)

第四条 平成三十四年三月三十一日までの間に
おける第二条第二項、第三条第一項、第四条
第一項及び第二項各号並びに第五条第三項の
規定の適用については、第二条第二項中「及
び地域通信・放送開発事業」とあるのは、「地
域通信・放送開発事業、新技術開発施設供用
事業(附則第五項第一号に規定する新
技術開発施設供用事業をいう。以下第五項ま
でにおいて同じ。)」及び地域特定電気通信設備
供用事業(同項第二号に規定する地域特定電
気通信設備供用事業をいう。以下同条までに
おいて同じ。)」と、第三条第一項中「及び地域
通信・放送開発事業」とあるのは、「地域通
信・放送開発事業、新技術開発施設供用事業
及び地域特定電気通信設備供用事業」と、第
四條第一項及び第二項各号並びに第五條第三
項中「通信・放送新規事業」とあるのは「通
信・放送新規事業、新技術開発施設供用事業
又は地域特定電気通信設備供用事業」とす
る。

(機構による特定通信・放送開発事業の推進
等の特例)

第五条 機構は、第六條第一項に規定する業務
のほか、平成三十四年三月三十一日までの
間、次の業務を行う。

一 認定計画に係る新技術開発施設供用事業
又は認定計画に係る地域特定電気通信設備
供用事業の実施に必要な資金を調達するた
めに発行する社債(社債、株式等の振替に
関する法律第六十六條第一号に規定する短
期社債を除く。及び当該資金の借入れに係
る債務の保証を行うこと。

二 新技術開発施設供用事業又は地域特定電
気通信設備供用事業の実施に必要な資金に
充てるための助成金を交付すること。

三 前二項の業務に附帯する業務を行うこ
と。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意
義は、それぞれ当該各号に定めるところによ
る。

一 新技術開発施設供用事業 インターネッ
ト・オブ・シングスの実現(インターネット
トに多様な多数の物が接続され、及びそ
れらの物から送信され、又はそれらの物に
送信される大量の情報の円滑な流通が国民
生活及び経済活動の基盤となる社会の実現
をいう。)に資する新たな電気通信技術の開
発又はその有効性の実証のための設備(こ
れを設置するための建物その他の工作物を
含む。)を他人の利用に供する事業をいう。

二 地域特定電気通信設備供用事業 電磁的
記録(電子的方式、磁気的方式その他の人
の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものをいう。)
として記録することが可能な情報を大量に
記録し、並びに当該情報を高速度で送信
し、及び受信することが可能な電気通信回
線に接続される電気通信設備として総務省
令で定める電気通信設備のうち専ら当該電
気通信設備の設置を目的とする施設に設置
するもの(以下この号において「特定電気通
信設備」という。)を他人の利用に供する事
業であつて、特定電気通信設備の特定の地
域への集中を緩和することにより当該特定
の地域における情報の円滑な流通を確保す
るために特定電気通信設備の設置を誘導す
べき地域として総務省令で定める地域に特
定電気通信設備を設置して行うものをい
う。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる

場合には、第六條第二項中「通信・放送新規
事業」とあるのは「通信・放送新規事業又は新
技術開発施設供用事業(附則第五條第二項第
一号に規定する新技術開発施設供用事業をい
う。第八條において同じ。)」若しくは地域特定
電気通信設備供用事業(同項第二号に規定す
る地域特定電気通信設備供用事業をいう。同
条において同じ。)」と、「前項第三号」とある
のは「前項第三号又は附則第五條第一項第二
号」と、第七條第三項中「第四号」とあるのは
「第四号並びに附則第五條第一項第一号」と、
「同項」とあるのは「第六條第一項及び附則第
五條第一項」と、第八條中「通信・放送新規事
業」とあるのは「通信・放送新規事業、新技術
開発施設供用事業又は地域特定電気通信設備
供用事業」とする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止)

第三条 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年
法律第二十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日
までの間において政令で定める日から施行す
る。ただし、次条及び附則第六條の規定は、公
布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 総務大臣は、独立行政法人通則法(平成
十一年法律第百三十三号)第三十五條の四第一項の
規定により中長期目標第一條の規定による改
正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法
(以下「新機構法」という。)第十四條第一項第七
号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る
部分に限る。)を変更しようとするときは、この
法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にお
いてもサイバーセキュリティ戦略本部の意見を
聴くことができる。

(信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 株式会社日本政策投資銀行以外の出資者
は、国立研究開発法人情報通信研究機構(以下

「機構」という。)に対し、施行日から起算して一
月を経過した日までの間に限り、新機構法第十
八條第一項に規定する信用基金に係るその持分
の払戻しを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求があつたとき
は、新機構法第七條第一項の規定にかかわら
ず、当該持分に係る出資額に相当する金額によ
り払戻しをしなければならない。この場合にお
いて、機構は、その払戻しをした金額により資
本金を減少するものとする。

(電気通信基盤充実臨時措置法の廃止に伴う経
過措置)

第四条 この法律の施行の際現に電気通信基盤充
実臨時措置法の一部を改正する法律(平成二十
三年法律第五十九号)附則第三條第一項の規定
によりなお従前の例によることとされる同法に
よる改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(以
下この条において「平成二十三年改正前電気通
信基盤法」という。)第六條第二号の規定により
助成金の交付を受けている同号口に掲げる施設
整備事業(平成二十三年改正前電気通信基盤法
第二條第七項に規定する施設整備事業をいう。)
次項において同じ。)に対する同法の助成金の交
付の業務及びこれに附帯する業務(以下この条
において「利子助成継続業務」という。)につい
ては、なお従前の例による。

2 機構が前項の規定により行う利子助成継続業
務により助成金の交付を受ける施設整備事業に
係る平成二十三年改正前電気通信基盤法第五條
第三項に規定する認定計画の変更の認定及び取
消し並びに報告の徴収については、なお従前の
例による。

3 機構が第一項の規定により行う利子助成継続
業務が終了するまでの間は、新機構法附則第九
條第二項に規定する業務には、利子助成継続業
務が含まれるものとする。この場合における同
條第三項の規定の適用については、同項中「業
務」とあるのは、「業務(国立研究開発法人情
報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事

業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第 号）附則第四条第一項に規定する利子助成継続業務を除く。」と、とする。

4 機構は、第一項の規定により行う利子助成継続業務が終了するまでの間、平成二十三年改正前電気通信基盤法第七条の規定により交付を受けた補助金を高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

5 高度電気通信施設整備促進基金は、利子助成継続業務に必要な経費に充てる場合に限り、使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

第五条 施行日前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第三十四号及び第三百四十八条第二項第三十九号中「第七号」を「第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第八条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第七号まで（業務の範囲）の業務、」を「第八号まで（業務の範囲）の業務及び」に改め、「及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務」を削る。